

介護サービス事業者 自主点検表  
(令和6年4月改定基準)

介護予防支援

事業所の名称

\_\_\_\_\_

所在地

\_\_\_\_\_

(電話番号)

\_\_\_\_\_

記入者名

\_\_\_\_\_

記入年月日

年

月

日

\_\_\_\_\_

## 自主点検表について

### 1 趣旨

利用者に適切な介護サービスを提供するためには、事業者自らが事業の運営状況を点検し、人員、設備及び運営に関する基準を遵守しているか、常に確認することが必要です。

そこで、北本市では、法令及び関係通知を基に自主点検表を作成しましたので、定期的に自己点検を行う等、適正な事業運営及び介護サービスの質の向上のためにご活用ください。

### 2 実施方法

- ① 毎年定期的に基準確認を行って下さい。
- ② 複数の職員で検討の上、点検してください。
- ③ 「【いる・いない】」等の判定については、該当する項目を○で囲んでください。
- ④ 判定について該当する項目がないときは、「【いる・いない】」に二重線を引き、「事例なし」又は「該当なし」と記入してください。

「根拠法令」の欄は、次を参照してください。

「法」… 介護保険法（平成9年法律第123号）

「施行規則」… 介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号）

「平18厚労令37」……………指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成18年3月14日厚生労働省令第37号）

「平18-0331003」… 指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準について（平成18年老振発第0331003号・老老発第0331016号）

「平18厚告129」……………指定介護予防支援に要する費用の額の算定に関する基準（平成18年3月14日厚生労働省告示第129号）

「平18-031700」……………指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について（18.3.17老計発第0317001号・老振発第0317001号・老老発第0317001号・別紙1）

「平27厚労告93」…………… 厚生労働大臣が定める1単位の単価（平成27年3月23日厚生労働省告示第93号）

「平27厚労告94」…………… 厚生労働大臣が定める基準に適合する利用者等（平成27年3月23日厚生労働省告示第94号）

「平27厚労告95」…………… 厚生労働大臣が定める基準（平成27年3月23日厚生労働省告示第95号）

「平27厚労告96」…………… 厚生労働大臣が定める施設基準（平成27年3月23日厚生労働省告示第96号）

「平24厚労告120」…………… 厚生労働大臣が定める地域（平成24年3月13日厚生労働省告示第120号）

「平21厚労告83」…………… 厚生労働大臣が定める中山間地域等の地域（平成21年3月13日厚生労働省告示第83号）

「平11老企29」…………… 介護サービス計画書の様式及び課題分析標準項目の提示について（平成11年11月12日老企第29号）

「高齢者虐待防止法」…………… 高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律

## 介護サービス事業者 自主点検表 目次

第1 基本方針	1
第2 人員に関する基準	2
第3 運営に関する基準	4
第4 介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準	19
第5 変更の届出等	36
第6 介護給付費の算定及び取り扱い	37
第7 その他	40

第1 基本指針		
項 目	確 認 事 項	根 拠 法 令
1 基本方針	<p>① 利用者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことのできるよう配慮して指定介護予防支援の事業を行っていますか。</p> <p style="text-align: center;">【 いる ・ いない 】</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px 0;"> <p>※ 介護保険制度においては、要支援者である利用者に対し、個々の解決すべき課題、その心身の状況や置かれている環境等に応じて保健・医療・福祉にわたる指定介護予防サービス等（指定介護予防サービス・指定地域密着型介護予防サービス）が、多様なサービス提供主体により総合的かつ効率的に提供されるよう、介護予防支援を保険給付の対象として位置づけたものであり、その重要性に鑑み、保険給付率についても特に10割としているところです。</p> </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px 0;"> <p>※ 介護保険制度の基本理念である「自立支援」、すなわち利用者が可能な限りその居宅において自立した日常生活を継続するということを実現するため、利用者が要支援者であることに鑑み、介護予防の効果が最大限発揮され、利用者が有している生活機能の維持・改善が図られるよう、目標指向型の計画を作成し、支援することができるかどうかという視点から検討を行い支援を行ってください。</p> </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px 0;"> <p>※ 介護予防支援の事業の実施にあたっては、高齢者自身によるサービスの選択の尊重、保険・医療・福祉サービスの総合的、効率的な活用、利用者本位、公正中立、地域の様々な取組等との連携を基本理念として掲げています。介護予防支援の事業については、市町村が設置する地域包括支援センター又は居宅介護支援事業者が指定介護予防支援事業者としての指定を受け、主体的に行う業務としており、常にこの基本方針を踏まえた事業運営を図らなければなりません。</p> </div>	<p>平 18 厚 労 令 37 第 1 条 の 2 第 1 項</p> <p>平 18-0331003 第 2 の 1</p>
	<p>② 利用者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、利用者の選択に基づき、利用者の自立に向けて設定された目標を達成するために、適切な保健医療サービス及び福祉サービスが、当該目標を踏まえ、多様な事業者から、総合的かつ効率的に提供されるよう配慮して指定介護予防支援の事業を行っていますか。</p> <p style="text-align: center;">【 いる ・ いない 】</p>	<p>平 18 厚 労 令 37 第 1 条 の 2 第 2 項</p> <p>平 18-0331003 第 2 の 1</p>

	<p>③ 利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立って、利用者に提供される指定介護予防サービス等が特定の種類又は特定の介護予防サービス事業者等（介護予防サービス事業者・地域密着型介護予防サービス事業者）に不当に偏することのないよう、公正中立に指定介護予防支援を提供していますか。</p> <p style="text-align: center;">【 いる ・ いない 】</p>	<p>法第 115 条の 23 第 1 項 平 18 厚労令 37 第 1 条の 2 第 3 項 平 18-0331003 第 2 の 1</p>
	<p>④ 事業の運営に当たっては、市町村、地域包括支援センター、老人介護支援センター、指定居宅介護支援事業者、他の指定介護予防支援事業者、介護保険施設、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号）第 51 条の 17 第 1 項第一号に規定する指定特定相談支援事業者、住民による自発的な活動によるサービスを含めた地域における様々な取組を行う者等との連携に努めていますか。</p> <p style="text-align: center;">【 いる ・ いない 】</p>	<p>平 18 厚労令 37 第 1 条の 2 第 4 項 平 18-0331003 第 2 の 1</p>
	<p>⑤ 利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じていますか。</p> <p>* 虐待の防止に係る措置は、令和 6 年 4 月 1 日より義務化</p> <p style="text-align: center;">【 いる ・ いない 】</p>	<p>平 18 厚労令 37 第 1 条の 2 第 5 項</p>
	<p>⑥ 指定介護予防支援を提供するに当たっては、法第 118 条の 2 第 1 項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めていますか。</p> <p style="text-align: center;">【 いる ・ いない 】</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>※ 指定介護予防支援を行うに当たっては、介護保険法第 118 条の 2 第 1 項に規定する介護保険等関連情報等を活用し、事業所単位で P D C A サイクルを構築・推進することにより、提供するサービスの質の向上に努めなければならないこととしたものです。</p> </div>	<p>平 18 厚労令 37 第 1 条の 2 第 6 項</p>
	<p>※ 厚生労働大臣は、市町村介護保険事業計画及び都道府県介護保険事業支援計画の作成、実施及び評価並びに国民の健康の保持増進及びその有する能力の維持向上に資するため、次に掲げる事項に関する情報（以下「介護保険等関連情報」という。）のうち、第一号及び第二号に掲げる事項について調査及び分析を行い、その結果を公表するものとともに、第三号及び第四号に掲げる事項について調査及び分析を行い、その結果を公表するよう努めてください。</p> <p style="margin-left: 20px;">一 介護給付等に要する費用の額に関する地域別、年齢別</p>	<p>法第 118 条の 2 第 1 項</p>

	<p>又は要介護認定及び要支援認定別の状況その他の厚生労働省令で定める事項</p> <p>二 被保険者の要介護認定及び要支援認定における調査に関する状況その他の厚生労働省令で定める事項</p> <p>三 訪問介護、訪問入浴介護その他の厚生労働省令で定めるサービスを利用する要介護者等の心身の状況等、当該要介護者等に提供される当該サービスの内容その他の厚生労働省令で定める事項</p> <p>四 地域支援事業の実施の状況その他の厚生労働省令で定める事項</p>	
--	---	--

第2 人員に関する基準

<p>1 従業者の員数</p>	<p>① 地域包括支援センターの設置者である指定介護予防支援事業者は、当該指定に係る事業所ごとに1以上の員数の指定介護予防支援の提供に当たる必要な数の担当職員を置いていますか。</p> <p style="text-align: center;">【 いる ・ いない 】</p> <p>※ 担当職員は、次のいずれかの要件を満たす者であって、都道府県が実施する研修を受講する等介護予防支援業務に関する必要な知識及び能力を有する者を充てる必要があります。</p> <p>ア 保健師 イ 介護支援専門員 ウ 社会福祉士 エ 経験ある看護師 オ 高齢者保健福祉に関する相談業務等に3年以上従事した社会福祉主事</p> <p>※ 担当職員は、前記の要件を満たす者であれば、地域包括支援センターの職員等と兼務して差し支えありません。</p> <p>※ 利用者の給付管理に係る業務等の事務的な業務に従事する者については、前記の要件を満たしていなくても差し支えありません。</p> <p>※ 介護予防支援事業者は、担当する区域の状況を踏まえ、必要な担当職員を配置するか、あるいは指定居宅介護支援事業者に業務の一部を委託することにより、適切に業務を行えるよう体制を整備する必要があります。</p> <p>※ 配置する職員について常勤又は専従等の要件を付していませんが、事業所の営業時間中は、常に利用者からの相談等に対応できる体制を整えている必要があり、担当職員がその業務上の必要性から、又は他の業務を兼ねていることから事業所に不在となる場合であっても、管理者、その他の従業者等を通じ、利用者が適切に担当職員に連絡が取れるなど利用者の支援に支障が生じないよう体制を整えておく必要があります。</p> <p>※ 担当職員が非常勤の場合や他の事業と兼務している場合にも、介護予防支援の業務については、介護予防支援事業者の指揮監督に基づいて適切に実施するよう留意しなければなりません。</p> <p>② 指定居宅介護支援事業者である指定介護予防支援事業者は、当該指定に係る事業所ごとに1以上の員数の指定介護予防支援の提供に当たる必要な数の介護支援専門員を置いていますか。</p> <p style="text-align: center;">【 いる ・ いない 】</p>	<p>平 18 厚労令 37 第 2 条第 1 項</p> <p>平 18-0331003 第 2 の 2 (1)①</p> <p>平 18 厚労令 37 第 2 条第 2 項</p> <p>平 18-0331003 第 2 の 2 (1)②</p>
-----------------	---	---

	<p>※ 指定居宅介護支援事業所において指定介護予防支援を行う場合にあっては、居宅介護支援事業所の介護支援専門員と兼務して差し支えありません。</p>	
<p>2 管理者</p>	<p>① 事業所ごとに、常勤の管理者を置いていますか。</p> <p style="text-align: center;">【 い る ・ い な い 】</p> <p>※ 常勤とは、事業所における勤務時間（事業所において、指定介護予防支援以外の事業を行っている場合には、その事業に従事している時間を含む。）が、事業所において定められている常勤の従業者が勤務すべき時間数（週32時間を下回る場合は週32時間を基本とする。）に達していることをいいます。</p> <p>ただし、雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律（昭和47年法律第113号）第13条第1項に規定する措置（以下「母性健康管理措置」という。）又は育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成3年法律第76号。以下「育児・介護休業法」という。）第23条第1項、同条第3項又は同法第24条に規定する所定労働時間の短縮等の措置（以下「育児及び介護のための所定労働時間の短縮等の措置」という。）が講じられている者については、利用者の処遇に支障がない体制が事業所として整っている場合は、例外的に常勤の従業者が勤務すべき時間を30時間として取り扱うことを可能とします。</p> <p>※ 同一の事業者によって併設される事業所の職務であって、事業所の職務と同時並行的に行われることが差し支えないと考えられるものについては、その勤務時間が常勤の従業者が勤務すべき時間数に達していれば、常勤の要件を満たすものであることとします。</p> <p>※ 人員基準において常勤要件が設けられている場合、従事者が労働基準法（昭和22年法律第49号）第65条に規定する休業（以下「産前産後休業」という。）、母性健康管理措置、育児・介護休業法第2条第1号に規定する育児休業（以下「育児休業」という。）、同条第2号に規定する介護休業（以下「介護休業」という。）、同法第23条第2項の育児休業に関する制度に準ずる措置又は同法第24条第1項（第2号に係る部分に限る。）の規定により同項第2号に規定する育児休業に関する制度に準じて講ずる措置による休業（以下「育児休業に準ずる休業」という。）を取得中の期間において、当該人員基準において求められる資質を有する複数の非常勤の従事者を常勤の従業者の員数に換算することにより、人員基準を満たすことが可能</p>	<p>平 18 厚 労 令 37 第 3 条 第 1 項</p> <p>平 18-0331003 第 2 の 2 (3)①</p>

<p>です。</p>	
<p>②管理者は、専らその職務に従事していますか。</p> <p style="text-align: center;">【 いる ・ いない 】</p> <p>※ 「専らその職務に従事する」とは、原則として、サービス提供時間帯を通じて、そのサービス以外の職務に従事しないことをいいます。</p> <p>※ 地域包括支援センターの設置者である指定介護予防支援事業者の管理者は、事業所の管理に支障がない場合は、当該事業所の他の職務に従事し、又は地域包括支援センターの職務に従事することができます。</p> <p>※ 指定居宅介護支援事業者である指定介護予防支援事業者の管理者は、専らその職務に従事する者でなければなりません。ただし、次に掲げる場合は、この限りではありません。</p> <p>一 管理者がその管理する指定介護予防支援事業所の介護支援専門員の職務に従事する場合</p> <p>二 管理者が他の事業所の職務に従事する場合（その管理する指定介護予防支援事業所の管理に支障がない場合に限る。）</p> <p>※ 管理者は、事業所の営業時間中は、常に利用者からの利用申込等に対応できる体制を整えている必要があるものであり、管理者が地域包括支援センターの業務を兼務していて、その業務上の必要性から不在となる場合であっても、その他の従業者等を通じ、利用者が適切に管理者に連絡が取れる体制としておく必要があります。</p> <p>※ また、例えば、訪問系サービスの事業所において訪問サービスそのものに従事する従業者と兼務する場合（当該訪問系サービス事業所における勤務時間が極めて限られている場合を除く。）及び事故発生時や災害発生等の緊急時において管理者自身が速やかに当該指定介護予防支援事業所又は利用者の居宅に駆け付けることができない体制となっている場合は管理者の業務に支障があると考えられます。</p>	<p>平 18 厚労令 37 第 3 条第 2 項、第 4 項</p> <p>平18-0331003 第2の2 (2)①② 第2の2 (3)②③</p>
<p>③ 指定居宅介護支援事業者である指定介護予防支援事業者の管理者は、主任介護支援専門員ですか。</p> <p style="text-align: center;">【 はい ・ いいえ 】</p> <p>※ ただし、以下のような、主任介護支援専門員の確保が著しく困難である等やむを得ない理由がある場合については、介護支援専門員を管理者とすることが可能。</p>	<p>平 18 厚労令 37 第 3 条第 3 項、第 4 項</p> <p>平 18-0331003 第 2 の 2 (2)②</p>

ア 本人の死亡、長期療養など健康上の問題の発生、急な退職や転居等不測の事態により、主任介護支援専門員を管理者とできなくなってしまった場合であって、主任介護支援専門員を管理者とできなくなった理由と、今後の管理者確保のための計画書を保険者に届出した場合。

なお、この場合、管理者を主任介護支援専門員とする要件の適用を1年間猶予するとともに、利用者保護の観点から特に必要と認められる場合には、保険者の判断により、この猶予期間を延長することができる。

イ 特別地域介護予防支援加算又は中山間地域等における小規模事業所加算を取得できる場合

第3 運営に関する基準

<p>1 内容及び手続の説明及び同意</p>	<p>① 介護予防支援の提供の開始に際し、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、運営規程の概要、担当職員の勤務の体制、秘密の保持、事故発生時の対応、苦情処理の体制等の利用申込者がサービスを利用するために必要な重要事項を記した文書を交付して説明を行い、利用申込者の同意を得ていますか。</p> <p style="text-align: center;">【 いる ・ いない 】</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>※ サービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書の内容は、以下のとおりです。</p> <p>ア 運営規程の概要</p> <p>イ 介護支援専門員の勤務の体制</p> <p>ウ 秘密の保持</p> <p>エ 事故発生時の対応</p> <p>オ 苦情処理の体制 等</p> </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>※ 同意は、利用者及び居宅介護支援事業者双方の保護の立場から、書面（重要事項説明書）によって確認することが望まれます。</p> </div>	<p>平18厚労令37 第4条第1項</p> <p>平18-0331003 第2の3(2)</p>
	<p>② 指定介護予防支援の提供の開始に際し、あらかじめ、介護予防サービス計画が基本方針及び利用者の希望に基づき作成されるもの等につき説明を行い、理解を得ていますか。</p> <p style="text-align: center;">【 いる ・ いない 】</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>※ 指定介護予防支援は、利用者の状態の特性を踏まえた目標を設定し、常に利用者の目標に沿って行われるものであり、介護予防サービス計画は基本方針及び利用者の選択を尊重し、自立を支援するために作成されるものです。</p> <p>このため、指定介護予防支援について利用者の主体的な取組が重要であることにつき十分説明を行い、理解を得てください。</p> </div> <p>③ 介護予防サービス計画の作成にあたって、利用者から担当職員（指定居宅介護支援事業者である指定介護予防支援事業者の場合にあっては介護支援専門員。以下同じ。）に対して複数の指定介護予防サービス事業者等の紹介を求めることや、介護予防サービス計画原案に位置付けた指定介護予防サービス事業者等の選定理由の説明を求めることが可能であること等につき説明を行い、理解を得ていますか。</p> <p style="text-align: center;">【 いる ・ いない 】</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>※ この内容を利用申込者又はその家族に説明を行うにあたっては、理解が得られるよう、文書の交付に加えて口頭での説明を懇切丁寧に行い、それを理解したことについて利用申込者から署名を得ることが望ましいです。</p> </div>	<p>平18厚労令37 第4条第2項</p> <p>平18-0331003 第2の3(2)</p>

	<p>④ 指定介護予防支援の提供の開始に際し、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、利用者について、病院又は診療所に入院する必要が生じた場合には、担当職員の氏名及び連絡先を当該病院又は診療所に伝えるよう求めていますか。 【 いる ・ いない 】</p> <p>※ 利用者が病院等に入院する場合には、利用者の居宅における日常生活上の能力や利用していた指定介護予防サービス等の情報を入院先医療機関と共有することで、医療機関における利用者の退院支援に資するとともに、退院後の円滑な在宅生活への移行を支援することにもつながります。</p> <p>※ 指定介護予防支援事業者と入院先医療機関との早期からの連携を促進する観点から、利用者等に対し事前に協力を求める必要があることを規定したものです。より実効性を高めるため、日頃から担当職員の連絡先等を介護保険被保険者証や健康保険被保険者証、お薬手帳等と合わせて保管することを依頼していくことが望ましいです。</p>	<p>平18厚労令37第4条第3項</p> <p>平 18-0331003第2の3 (2)</p>
<p>2 提供拒否の禁止</p>	<p>・ 正当な理由なく指定介護予防支援の提供を拒んでいませんか。 【 いる ・ いない 】</p> <p>※ 介護予防支援の公共性に鑑み、原則として、指定介護予防支援の利用申込に対しては、応じなければなりません。</p> <p>※ 提供を拒むことのできる正当な理由がある場合とは、次のとおりです。 ア 利用申込者の居住地が通常の事業の実施地域外である場合 イ 利用申込者が他の事業者にも併せて指定介護予防支援の依頼を行っていることが明らかな場合 ウ 当該事業所（指定居宅介護支援事業者である指定介護予防支援事業者の当該指定に係る事業所に限る。）の現員からは利用申込に応じきれない場合</p>	<p>平18厚労令37第5条</p> <p>平 18-0331003第2の3 (3)</p>
<p>3 サービス提供困難時の対応</p>	<p>・ 通常の事業の実施地域等を勘案し、利用申込者に対し自ら適切な指定介護予防支援を提供することが困難であると認めた場合は、他の事業者の紹介その他の必要な措置を講じていますか。 【 いる ・ いない 】</p> <p>※ 通常の事業の実施地域とは、事業所が通常時に指定介護予防支援を提供する地域をいいます。</p>	<p>平18厚労令37第6条</p>

<p>4 受給資格等の確認</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>指定介護予防支援の提供を求められた場合には、その者の提示する被保険者証によって、被保険者資格、要支援認定の有無及び要支援認定の有効期間を確かめていますか。</li> </ul> <p style="text-align: center;">【 い る ・ い な い 】</p>	<p>平18厚労令37第7条</p>
<p>5 要支援認定の申請に係る援助</p>	<p>① 被保険者の要支援認定に係る申請について、利用申込者の意思を踏まえ、必要な協力を行っていますか。</p> <p style="text-align: center;">【 い る ・ い な い 】</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>※ 被保険者が介護予防支援事業者に要支援認定の申請に関する手続きを代わって行わせることができること等を踏まえ、被保険者から要支援認定の申請の代行を依頼された場合等においては、介護予防支援事業者は必要な協力を行わなければなりません。</p> </div>	<p>平18厚労令37第8条第1項</p> <p>平 18-0331003 第 2 の 3 (4)①</p>
	<p>② 指定介護予防支援の提供の開始に際し、要支援認定を受けていない利用申込者については、要支援認定の申請が既に行われているかどうかを確認し、申請が行われていない場合は、利用申込者の意思を踏まえて速やかに申請が行われるよう必要な援助を行っていますか。</p> <p style="text-align: center;">【 い る ・ い な い 】</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>※ 要支援認定の申請がなされていれば、要支援認定の効力が申請時に遡ることにより、指定介護予防支援の利用に係る費用が保険給付の対象となります。</p> </div>	<p>平 18 厚 労 令 37 第 8 条 第 2 項</p> <p>平 18-0331003 第 2 の 3 (4)②</p>
	<p>③ 要支援認定の更新の申請が、遅くとも有効期間の満了日の30日前には行われるよう、必要な援助を行っていますか。</p> <p style="text-align: center;">【 い る ・ い な い 】</p>	<p>平18厚労令37第8条第3項</p> <p>平 18-0331003 第 2 の 3 (4)③</p>
<p>6 身分を証する書類の携行</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>事業者は、当該事業所の担当職員に身分を証する書類を携行させ、初回訪問時及び利用者又はその家族から求められたときは、これを提示すべき旨を指導していますか。</li> </ul> <p style="text-align: center;">【 い る ・ い な い 】</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>※ 身分を証する書類には、事業所の名称、担当職員の氏名を記載した上、写真を貼付したものとすることが望まれます。</p> </div>	<p>平18厚労令37第9条</p> <p>平 18-0331003 第 2 の 3 (5)</p>

<p>7 利用料等の受領</p>	<p>① 指定介護予防支援を提供した際にその利用者から支払を受ける利用料（償還払いとなる場合）と、介護予防サービス計画費の額（代理受領がなされる場合）との間に、不合理な差額が生じないようにしていますか。</p> <p style="text-align: center;">【 い る ・ い な い 】</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px 0;"> <p>※ 利用者間の公平及び利用者の保護の観点から、一方の経費が他方へ転嫁等されることがないように、不合理な差額を設けてはなりません。</p> </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px 0;"> <p>※ これによって、償還払いの場合であっても原則として利用者負担が生じないこととなります。</p> </div>	<p>平18厚労令37 第10条第1項</p> <p>平 18-0331003 第 2 の 3 (6)①</p>
	<p>② 指定居宅介護支援事業者である指定介護予防支援事業者は、①の利用料のほか、利用者の選定により通常の事業の実施地域以外の地域の居宅を訪問して指定介護予防支援を行う場合には、それに要した交通費の支払を利用者から受ける場合は、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービス内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得ていますか。</p> <p style="text-align: center;">【 い る ・ い な い 】</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px 0;"> <p>※ 保険給付の対象となっているサービスと明確に区分されないあいまいな名目による費用の支払いを受けることは認められません。</p> </div>	<p>平18厚労令37 第10条第2,3項</p> <p>平18-0331003 第2の3 (6)②③</p>
	<p>③ サービスの提供に要した費用につき、その支払を受ける際、当該支払をした利用者に対し、領収証を交付していますか。</p> <p style="text-align: center;">【 い る ・ い な い 】</p>	<p>法第53条第7項</p>
	<p>④ 領収証に、指定介護予防支援について利用者から支払を受けた費用の額及びその他の費用の額を区分して記載し、当該その他の費用の額についてはそれぞれ個別の費用ごとに区分して記載していますか。</p> <p style="text-align: center;">【 い る ・ い な い 】</p>	<p>施行規則第78条</p>
<p>8 保険給付の請求のための証明書の交付</p>	<p>・ 利用者が保険給付の請求を容易に行えるよう、提供した指定介護予防支援について利用料の支払を受けた場合（償還払いとなる場合）には、当該利用料の額等を記載した指定介護予防支援提供証明書を利用者に対して交付していますか。</p> <p style="text-align: center;">【 い る ・ い な い 】</p>	<p>平18厚労令37 第11条</p> <p>平 18-0331003 第 2 の 3 (7)</p>

<p>9 指定介護予防支援の業務の委託</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 指定介護予防支援の一部を委託する場合には、次の事項を遵守していますか。</li> </ul> <p>ア 委託に当たっては、中立性及び公正性の確保を図るため地域包括支援センター運営協議会の議を経なければならないこと。</p> <p>イ 委託に当たっては、適切かつ効率的に指定介護予防支援の業務が実施できるよう委託する業務の範囲や業務量について配慮すること。</p> <p>ウ 委託する指定居宅介護支援事業者は、指定介護予防支援の業務に関する知識及び能力を有する介護支援専門員が従事する指定居宅介護支援事業者でなければならないこと。</p> <p>エ 委託する指定居宅介護支援事業者に対し、指定介護予防支援の業務を実施する介護支援専門員が、基本方針、運営に関する基準及び介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を遵守するよう措置させなければならないこと。</p> <p style="text-align: center;">【 いる ・ いない 】</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;"> <p>※ 事業者が業務の一部を委託をする場合にはアセスメント業務や介護予防サービス計画の作成業務等が一体的に行えるよう配慮しなければなりません。</p> </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;"> <p>※ 受託する指定居宅介護支援事業者が本来行うべき指定居宅介護支援の業務の適正な実施に影響を及ぼすことのないよう、委託する業務の範囲及び業務量について十分に配慮しなければなりません。</p> </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>※ 委託を行ったとしても、指定介護予防支援に係る責任主体は指定介護予防支援事業者です。</p> <p>ア 委託を受けた指定居宅介護支援事業所が介護予防サービス計画原案を作成した際には、介護予防サービス計画原案が適切に作成されているか、内容が妥当か等について確認を行ってください。</p> <p>イ 委託を受けた指定居宅介護支援事業者が評価を行った際には、評価の内容について確認を行い、今後の方針等について必要な援助・指導を行ってください。</p> <p>ウ 委託を行った指定居宅介護支援事業所との関係等について利用者に誤解のないよう説明しなければなりません。</p> </div>	<p>法第115条の23第3項</p> <p>平18厚労令37第12条</p> <p>平18-0331003第2の3(8)</p>
<p>10 法定代理受領サービスに係る報告</p>	<p>① 毎月、市町村（審査及び支払に関する事務を国民健康保険団体連合会に委託している場合にあつては、国民健康保険団体連合会）に対し介護予防サービス計画において位置付けられている指定介護予防サービス等のうち法定代理受領サービスとして位置付けたものに関する情報を記載した給付管理票を提出していますか。</p> <p style="text-align: center;">【 いる ・ いない 】</p>	<p>平18厚労令37第13条第1項</p> <p>平18-0331003第2の3(9)①</p>

	<p>② 介護予防サービス計画に位置付けられている基準該当介護予防サービスに係る特例介護予防サービス費の支給に係る事務に必要な情報を記載した文書を、市町村（委託している場合がある場合は、国民健康保険団体連合会）に対して提出していますか。 【 いる ・ いない 】</p>	<p>平18厚労令37 第13条第2項  平 18-0331003 第2の3 (9)②</p>
<p>1 1 利用者に対する居宅サービス計画等の書類の交付</p>	<p>・ 利用者が要介護認定を受け、指定居宅介護支援事業者に変更した場合等に、変更後の指定居宅支援事業者等が滞りなく給付管理票の作成・届出等の事務を行うことができるよう、利用者が要介護認定を受けた場合その他利用者からの申出があった場合には、直近の介護予防サービス計画及びその実施状況に関する書類を交付していますか。  【 いる ・ いない 】</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>※ 利用者が要介護認定を受け、居宅介護支援事業者に変更した場合等に、変更後の居宅介護支援事業者等が滞りなく給付管理票の作成・届出等の事務を行えるよう、当該利用者に対し、直近の介護予防サービス計画及びその実施状況に関する書類を交付しなければならない。</p> </div>	<p>平18厚労令37 第14条  平 18-0331003 第 2 の 3 (10)</p>
<p>1 2 利用者に関する市町村への通知</p>	<p>・ 指定介護予防支援を受けている利用者が次のいずれかに該当する場合は、遅滞なく、意見を付してその旨を市町村に通知していますか。  ア 正当な理由なしに介護給付等対象サービスの利用に関する指示に従わないこと等により、要支援状態の程度を増進させたと認められるとき又は要介護状態になったと認められるとき。 イ 偽りその他不正の行為によって保険給付の支給を受け、又は受けようとしたとき。  【 いる ・ いない 】</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>※ ア、イの場合、市町村が、既に支払った保険給付の徴収や保険給付の制限を行うことができるため、保険給付の適正化の観点から市町村に通知しなければなりません。</p> </div>	<p>平 18 厚労令 37 第 15 条  平 18-0331003 第 2 の 3 (11)</p>
<p>1 3 管理者の責務</p>	<p>① 管理者は、担当職員その他の従業者の管理、指定介護予防支援の利用の申込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行っていますか。  【 いる ・ いない 】</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>※ 管理者は、介護保険法の基本理念を踏まえた利用者本位の指定介護予防支援の提供を行うため、当該指定介護予防支援事業所の担当職員等の管理、利用申込みに係る調整、業務の実施状況の把握等を一元的に行うとともに、職員に指定基準の規定を遵守させるために必要な指揮命令を行う</p> </div>	<p>平18厚労令37 第 16 条第 1 項  平 18-0331003 第 2 の 3 (12)</p>

	<p style="color: red;">必要があります。また、管理者は、日頃から業務が適正に執行されているか把握するとともに、従業員の資質向上や健康管理等、ワーク・ライフ・バランスの取れた働きやすい職場環境を醸成していくことが重要です。</p>	
	<p>② 管理者は、担当職員その他の従業員に「運営に関する基準」を遵守させるため必要な指揮命令を行っていますか。</p> <p style="text-align: center;">【 いる ・ いない 】</p>	<p>平 18 厚労令 37 第 16 条第 2 項</p>
<p>1 4 運営規程</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程（以下「運営規程」という。）を定めていますか。</li> </ul> <p style="text-align: center;">【 いる ・ いない 】</p> <p>運営規程には、次の事項を定めるものとします。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>ア 事業の目的及び運営の方針</li> <li>イ 職員の職種、員数及び職務内容</li> <li>ウ 営業日及び営業時間</li> <li>エ 指定介護予防支援の提供方法、内容及び利用料その他の費用の額</li> <li>オ 通常の事業の実施地域</li> <li>※ 客観的にその区域が特定されるものとしてください。</li> <li>カ 虐待の防止のための措置に関する事項</li> <li>キ その他運営に関する重要事項</li> <li>* 虐待の防止に係る措置は、令和 6 年 4 月 1 日より義務化。</li> </ul> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>※ イの職員については、担当職員とその他の従業員に区分し、員数及び職務内容を記載してください。職員の員数は日々変わりうるものであるため、「〇人以上」と記載することも差し支えありません。</p> </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>※ エの介護予防支援の提供方法及び内容については、利用者の相談を受ける場所、課題分析の手順等を記載してください。</p> </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>※ カについては、虐待の防止に係る組織内の体制（責任者の選定、従業員への研修方法や研修計画等）や虐待又は虐待が疑われる事案（以下「虐待等」という。）が発生した場合の対応方法等を記載してください。</p> </div>	<p>平 18 厚労令 37 第 17 条</p> <p>平 18-0331003 第 2 の 3 (13)</p>

<p>1 5 勤務体制の確保</p>	<p>① 利用者に対し適切な指定介護予防支援を提供できるよう、事業所ごとに担当職員その他の従業者の勤務の体制を定めていますか。</p> <p style="text-align: center;">【 いる ・ いない 】</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;"> <p>※ 事業所ごとに、原則として月ごとの勤務表を作成し、担当職員については、日々の勤務時間、常勤・非常勤の別、管理者との兼務関係等を明確にしてください。</p> </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;"> <p>※ 非常勤の担当職員については、他の業務と兼務する場合には、他の業務に支障がないよう配慮しなければなりません。</p> </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>※ 勤務の状況等は、事業所の管理者が管理する必要があり、非常勤の担当職員を含めて事業所の業務として一体的に管理されていることが必要です。 したがって、非常勤の担当職員が兼務する業務の事業所を介護予防支援の拠点とし独立して利用者ごとの介護予防支援台帳の保管を行うようなことは認められないものです。</p> </div>	<p>平18厚労令37 第18条第1項</p> <p>平18-0331003 第2の3(14)①</p>
	<p>② 事業所ごとに、担当職員によって指定介護予防支援の業務を提供していますか。ただし、担当職員の補助の業務についてはこの限りではありません。</p> <p style="text-align: center;">【 いる ・ いない 】</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>※ 当該事業所の管理者の指揮命令が担当職員に対して及ぶことが要件となります。</p> </div>	<p>平18厚労令37 第18条第2項</p>
	<p>③ 担当職員の資質の向上のために、研修の機会を確保していますか。</p> <p style="text-align: center;">【 いる ・ いない 】</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>※ 研修機関が実施する研修や当該事業所内の研修への参加の機会を計画的に確保してください。</p> </div>	<p>平18厚労令37 第18条第3項</p> <p>平18-0331003 第2の3 (14)②</p>
	<p>④ 適切な指定介護予防支援の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより担当職員の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じていますか。</p> <p style="text-align: center;">【 いる ・ いない 】</p>	<p>平18厚労令37 第18条第4項</p>

<p>※ 事業主が講ずべき措置の具体的内容及び事業主が講じることが望ましい取組については、次のとおりです。なお、セクシュアルハラスメントについては、上司や同僚に限らず、利用者やその家族等から受けるものも含まれることに留意してください。</p> <p>イ 事業主が講ずべき措置の具体的内容</p> <p>事業主が職場における性的な言動に起因する問題に関して雇用管理上講ずべき措置等についての指針及び事業主が職場における優越的な関係を背景とした言動に起因する問題に関して雇用管理上講ずべき措置等についての指針（以下、「パワーハラスメント指針」という。）において規定されているとおりであるが、特に留意されたい内容は以下のとおりです。</p> <p>a 事業主の方針等の明確化及びその周知・啓発</p> <p>職場におけるハラスメントの内容及び職場におけるハラスメントを行ってはならない旨の方針を明確化し、従業者に周知・啓発すること。</p> <p>b 相談（苦情を含む。以下同じ。）に応じ、適切に対応するために必要な体制の整備</p> <p>相談に対応する担当者をあらかじめ定めること等により、相談への対応のための窓口をあらかじめ定め、労働者に周知すること。</p> <p>なお、パワーハラスメント防止のための事業主の方針の明確化等の措置義務については、労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律第30条の2第1項の規定により、中小企業（医療・介護を含むサービス業を主たる事業とする事業主については資本金が5000万円以下又は常時使用する従業員数が100人以下の企業）は、令和4年4月1日から義務化となり、それまでの間は努力義務とされているが、適切な勤務体制の確保等の観点から、必要な措置を講じるよう努めてください。</p> <p>ロ 事業主が講じることが望ましい取組について</p> <p>事業主が雇用管理上の配慮として行うことが望ましい取組の例として、①相談に応じ、適切に対応するために必要な体制の整備、②被害者への配慮のための取組（メンタルヘルス不調への相談対応、行為者に対して1人で対応させない等）及び③被害防止のための取組（マニュアル作成や研修の実施等、業種・業態等の状況に応じた取組）が規定されています。介護現場では特に、利用者又はその家族等からのカスタマーハラスメントの防止が求められていることから、イ（事業主が講ずべき措置の具体的内容）の必要な措置を講じるにあたっては、「介護現場におけるハラスメント対策マニュアル」、「（管理職・</p>	<p>平18-0331003 第2の3 14③</p> <p>雇用管理上講ずべき措置等についての指針（平成18年厚生労働省告示第615号）</p> <p>事業主が職場における優越的な関係を背景とした言動に起因する問題に関して雇用管理上講ずべき措置等についての指針（令和2年厚生労働省告示第5号）</p>
--	---

	<p>職員向け)研修のための手引き」等を参考にした取組を行うことが望まれます。この際、上記マニュアルや手引きについては、以下の厚生労働省ホームページに掲載しているのを参考にしてください。</p> <p><a href="https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_05120.html">https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_05120.html</a></p> <p>加えて、都道府県において、地域医療介護総合確保を活用した介護職員に対する悩み相談窓口設置事業や介護事業所におけるハラスメント対策推進事業を実施している場合、事業主が行う各種研修の費用等について助成等を行っていることから、事業主はこれらの活用も含め、介護事業所におけるハラスメント対策を推進することが望まれます。</p>	
<p>1 6 業務継続計画の策定等</p>	<p>① 感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定介護予防支援の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じていますか。</p> <p>* 令和6年4月1日より義務化</p> <p style="text-align: center;">【 いる ・ いない 】</p>	<p>平 18 厚労令 37 第 18 条の 2 第 1 項</p> <p>平 18-0331003 第2の3 (15)①</p>
	<p>※ 業務継続計画には、以下の項目等を記載してください。なお、各項目の記載内容については、「介護施設・事業所における感染症発生時の業務継続ガイドライン」及び「介護施設・事業所における自然災害発生時の業務継続ガイドライン」を参照してください。また、想定される災害等は地域によって異なるものであることから、項目については実態に応じて設定すること。なお、感染症及び災害の業務継続計画を一体的に策定することを妨げるものではありません。さらに、感染症に係る業務継続計画並びに感染症の予防及びまん延の防止のための指針については、それぞれに対応する項目を適切に設定している場合には、一体的に策定することとして差し支えありません。</p> <p>イ 感染症に係る業務継続計画</p> <p>a 平時からの備え（体制構築・整備、感染症防止に向けた取組の実施、備蓄品の確保等）</p> <p>b 初動対応</p> <p>c 感染拡大防止体制の確立（保健所との連携、濃厚接触者への対応、関係者との情報共有等）</p> <p>ロ 災害に係る業務継続計画</p> <p>a 平常時の対応（建物・設備の安全対策、電気・水道等のライフラインが停止した場合の対策、必要品の備蓄等）</p> <p>b 緊急時の対応（業務継続計画発動基準、対応体制等）</p> <p>c 他施設及び地域との連携</p>	<p>平 18-0331003 第 2 の 3 (15)②</p>
	<p>② 担当職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修（年1回以上及び新規採用時）及び訓練（年1回以上）を定期的実施していますか。</p> <p>* 令和6年4月1日より義務化</p> <p style="text-align: center;">【 いる ・ いない 】</p>	<p>平 18 厚労令 37 第 18 条の 2 第 2 項</p>
	<p>※ 業務継続計画の策定、研修及び訓練の実施については、他のサービス事業者との連携等により行うことも差し支えあ</p>	<p>平 18-0331003 第 2 の 3 (15)①</p>

	<p>りません。また、感染症や災害が発生した場合には、従業者が連携し取り組むことが求められることから、研修及び訓練の実施にあたっては、全ての従業者が参加できるようにすることが望ましいとされています。</p>	
	<p>※ 研修の内容は、業務継続計画の具体的内容を職員間に共有するとともに、平常時の対応の必要性や、緊急時の対応にかかる理解の励行を行うものとしてください。 職員教育を組織的に浸透させていくために、定期的（年1回以上）な教育を開催するとともに、新規採用時には別に研修を実施してください。また、研修の実施内容についても記録してください。なお、感染症の業務継続計画に係る研修については、感染症の予防及びまん延の防止のための研修と一体的に実施することも差し支えありません。</p>	<p>平 18-0331003 第 2 の 3 (15)③</p>
	<p>※ 訓練は、感染症や災害が発生した場合において迅速に行動できるよう、業務継続計画に基づき、事業所内の役割分担の確認、感染症や災害が発生した場合に実践するケアの演習等を定期的（年1回以上）に実施してください。なお、感染症の業務継続計画に係る訓練については、感染症の予防及びまん延の防止のための訓練と一体的に実施することも差し支えありません。また、災害の業務継続計画に係る訓練については、非常災害対策に係る訓練と一体的に実施することも差し支えありません。 訓練の実施は、机上を含めその実施手法は問わないものの、机上及び実地で実施するものを適切に組み合わせながら実施することが適切です。</p>	<p>平 18-0331003 第 2 の 3 (15)④</p>
	<p>③ 定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行っていますか。 * 令和6年4月1日より義務化 【 いる ・ いない 】</p>	<p>平 18 厚労令 37 第 18 条の 2 第 3 項</p>
<p>1 7 設備及び備品等</p>	<p>・ 事業を行うために必要な広さの区画を有するとともに、指定介護予防支援の提供に必要な設備及び備品等を備えていますか。 【 いる ・ いない 】</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>※ 事業所には、事業の運営を行うために必要な面積を有する専用の事務室を設けることが望ましいが、指定介護予防支援の業務に支障がない場合には、地域包括支援センターが行う他の事業（指定居宅介護支援事業者が介護予防支援の指定を併せて受けて、当該居宅介護支援事業所において指定介護予防支援を行う場合にあっては、指定居宅介護支援事業）の用に供する事務室又は区画と同一のものであっても差し支えありません。 なお、同一事業所において他の事業を行う場合に、業務に支障がないときは、それぞれの事業を行うための区画が明確に特定されていれば足りるものとしします。</p> </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>※ 専用の事務室又は区画については、相談、サービス担当者会議等に対応するのに適切なスペースを確保することとし、相談のためのスペース等はプライバシーが守られ、利用者が直接出入りできるなど利用しやすい構造としてください。</p> </div>	<p>平 18 厚労令 37 第 19 条</p> <p>平 18-0331003 第 2 の 3 (16)</p>

	<p>※ 介護予防支援に必要な設備及び備品等を確保してください。</p> <p>ただし、他の事業所及び施設等と同一敷地内にある場合であって、介護予防支援の事業及び当該他の事業所及び施設等の運営に支障がない場合は、同一敷地内にある他の事業所及び施設等に備え付けられた設備及び備品を使用することができます。</p>	
<p>1 8 従業員の健康管理</p>	<p>・ 担当職員の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行っていますか。</p> <p style="text-align: center;">【 いる ・ いない 】</p>	<p>平 18 厚労令 37 第 20 条</p>
<p>1 9 感染症の予防及びまん延の防止のための措置</p>	<p>・ 事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように次の各号に掲げる措置を講じるよう努めていますか。</p> <p>一 当該事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）をおおむね六月に一回以上開催するとともに、その結果について、担当職員に周知徹底を図ること。</p> <p>二 当該事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。</p> <p>三 当該事業所において、担当職員に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施すること。</p> <p>* 令和 6 年 4 月 1 日より義務化</p> <p style="text-align: center;">【 いる ・ いない 】</p>	<p>平 18 厚労令 37 第 20 条の 2</p>
	<p>※ 次のイからハまでの事項について措置を講じてください。各事項について、同項に基づき事業所に実施が求められますが、他のサービス事業者との連携等により行うことも差し支えありません。</p> <p>イ 感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会</p> <p>当該事業所における感染対策委員会であり、感染対策の知識を有する者を含む、幅広い職種により構成することが望ましく、特に、感染症対策の知識を有する者については外部の者も含め積極的に参画を得ることが望まれます。構成メンバーの責任及び役割分担を明確にするとともに、感染対策担当者を決めておくことが必要です。なお、同一事業所内での複数担当（※）の兼務や他の事業所・施設等との担当（※）の兼務については、担当者としての職務に支障がなければ差し支えありません。ただし、日常的に兼務先の各事業所内の業務に従事しており、利用者や事業所の状況を適切に把握している者など、各担当者としての職務を遂行する上で支障がないと考えられる者を選任してください。</p>	<p>平 18-0331003 第 2 の 3 (17)</p>

(※) 身体的拘束等適正化担当者、褥瘡予防対策担当者（看護師が望ましい。）、感染対策担当者（看護師が望ましい。）、事故の発生又はその再発を防止するための措置を適切に実施するための担当者、虐待の発生又はその再発を防止するための措置を適切に実施するための担当者

感染対策委員会は、利用者の状況など事業所の状況に応じ、おおむね6月に1回以上、定期的を開催するとともに、感染症が流行する時期等を勘案して必要に応じ随時開催する必要があります。

また、感染対策委員会は、テレビ電話装置等を活用して行うことができます。この際、個人情報保護委員会・厚生労働省「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」、厚生労働省「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」等を遵守してください。

なお、感染対策委員会は、他の会議体を設置している場合、これと一体的に設置・運営することとして差し支えありません。また、他のサービス事業者との連携等により行うことも差し支えありません。

ロ 感染症の予防及びまん延の防止のための指針

当該事業所における「感染症の予防及びまん延の防止のための指針」には、平常時の対策及び発生時の対応を規定してください。

平常時の対策としては、事業所内の衛生管理（環境の整備等）、ケアにかかる感染対策（手洗い、標準的な予防策）等、発生時の対応としては、発生状況の把握、感染拡大の防止、医療機関や保健所、市町村における事業所関係課等の関係機関との連携、行政等への報告等が想定されます。また、発生時における事業所内の連絡体制や上記の関係機関への連絡体制を整備し、明記しておくことも必要です。

なお、それぞれの項目の記載内容の例については、「介護現場における感染対策の手引き」を参照してください。

ハ 感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練

**担当職員**等に対する「感染症の予防及びまん延の防止のための研修」の内容は、感染対策の基礎的内容等の適切な知識を普及・啓発するとともに、当該事業所における指針に基づいた衛生管理の徹底や衛生的なケアの励行を行うものとする。

職員教育を組織的に浸透させていくためには、当該事業所が定期的な教育（年1回以上）を開催するとともに、新規採用時には感染対策研修を実施してください。また、研修の実施内容

	<p>についても記録することが必要です。</p> <p>なお、研修の実施は、厚生労働省「介護施設・事業所の職員向け感染症対策力向上のための研修教材」等を活用するなど、事業所内で行うものでも差し支えなく、当該事業所の実態に応じ行ってください。</p> <p>また、平時から、実際に感染症が発生した場合を想定し、発生時の対応について、訓練（シミュレーション）を定期的（年1回以上）に行うことが必要です。訓練においては、感染症発生時において迅速に行動できるよう、発生時の対応を定めた指針及び研修内容に基づき、事業所内の役割分担の確認や、感染対策をした上でのケアの演習などを実施してください。</p> <p>訓練の実施は、机上を含めその実施手法は問わないものの、机上及び実地で実施するものを適切に組み合わせながら実施することが適切です。</p>	
<p>20 掲示</p>	<p>① 事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、担当職員の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示していますか。</p> <p style="text-align: center;">【 いる ・ いない 】</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;"> <p>※ サービス提供が開始された後、継続的にサービスが行われている段階においても利用者の保護を図る趣旨です。</p> </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;"> <p>※ サービスの選択に資すると認められる重要事項とは、当該事業所の運営規程の概要、介護支援専門員の勤務の体制、秘密の保持、事故発生時の対応、苦情処理の体制等をいいます。</p> </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>※ 重要事項を記載したファイル等を介護サービスの利用申込者、利用者又はその家族等が自由に閲覧可能な形で事業所に備え付けることで、掲示に代えることができます。</p> </div>	<p>平 18 厚労令 37 第 21 条第 1, 2 項</p> <p>平 18-0331003 第 2 の 3 (18)</p>
	<p>② 重要事項をウェブサイトに掲載していますか。</p> <p style="text-align: center;">【 いる ・ いない 】</p> <p>* 令和 7 年 4 月 1 日より適用</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;"> <p>※ 重要事項を当該指定介護予防支援事業者のウェブサイト（法人のホームページ等又は介護サービス情報公表システム）に掲載することをいいます。</p> </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>※ 自ら管理するホームページ等を有さず、ウェブサイトへの掲載が過重な負担となる場合は、これを行わないことができます。なお、ウェブサイトへの掲載を行わない場合も基準第 21 条第 1 項に規定する書面掲示は行う必要がありますが、これを同条第 2 項や基準第 33 条第 1 項の規定に基づく措置に代えるすることができます。</p> </div>	<p>平 18 厚労令 37 第 21 条第 3 項</p> <p>平 18-0331003 第 2 の 3 (18)①</p>

<p>2 1 秘密保持</p>	<p>① 担当職員その他の従業者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又は家族の秘密を漏らしていませんか。</p> <p style="text-align: center;">【 いる ・ いない 】</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>※ 秘密を保持すべき旨を就業規則に規定したり、誓約書等をとるなどの措置を講じてください。</p> </div>	<p>平 18 厚労令 37 第 22 条第 1 項</p> <p>平 18-0331003 第 2 の 3 (19)①</p>
	<p>② 担当職員その他の従業者であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又は家族の秘密を漏らすことのないよう、必要な措置を講じていますか。</p> <p style="text-align: center;">【 いる ・ いない 】</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>※ 従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業者の雇用時に取り決め、例えば違約金についての定めを置くなどの措置を講じてください。</p> </div>	<p>平 18 厚労令 37 第 22 条第 2 項</p> <p>平 18-0331003 第 2 の 3 (19)②</p>
	<p>③ サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いる場合は利用者の同意を、利用者の家族の個人情報を用いる場合は家族の同意を、あらかじめ文書により得ていますか。</p> <p style="text-align: center;">【 いる ・ いない 】</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>※ サービス担当者会議等において、担当職員及び介護予防サービス計画に位置付けた各介護予防サービスの担当者が課題分析情報等を通じて利用者の有する問題点や支援すべき総合的な課題等の個人情報を共有するためには、あらかじめ、文書により利用者及び家族から同意を得る必要があります。</p> </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>※ 介護予防支援においては特に、サービス担当者会議に介護予防サービス事業者、主治医のほか地域において利用者支援する取組を行う住民等の様々な関係者が参加する機会が多くなることが想定されますが、サービス担当者会議において用いられた個人情報が正当な理由なく目的外に使用されないよう、例えば法令上の守秘義務がない者に対しては、個人情報を適切に取り扱う旨に同意する文書を提出させるなど、個人情報の保護に留意する必要があります。</p> </div>	<p>平 18 厚労令 37 第 22 条第 3 項</p> <p>平 18-0331003 第 2 の 3 (19)③</p>
	<p>④ 「個人情報の保護に関する法律」及び「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」に基づき、利用者及びその家族の個人情報を適切に取り扱っていますか。</p> <p style="text-align: center;">【 いる ・ いない 】</p> <p>「個人情報の保護に関する法律」の概要</p>	<p>個人情報の保護に関する法律(平成 15 年法律第 57 号)</p> <p>医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス(平</p>

	<p>ア 利用目的をできる限り特定し、その利用目的の達成に必要な範囲内で個人情報を取り扱うこと。</p> <p>イ 個人情報は適正な方法で取得し、取得時に本人に対して利用目的の通知又は公表をすること。</p> <p>ウ 個人データについては、正確かつ最新の内容に保つように努め、安全管理措置を講じ、従業者及び委託先を監督すること。</p> <p>エ あらかじめ本人の同意を得なければ、第三者に個人データを提供してはならないこと。</p> <p>オ 保有個人データについては、利用目的などを本人の知り得る状態に置き、本人の求めに応じて開示・訂正・利用停止等を行うこと。</p> <p>カ 苦情の処理に努め、そのための体制の整備をすること。</p> <p>* 個人情報については、安全管理の観点（第三者の目につかないようにする等）から、鍵のかかるロッカー・キャビネット等への保管が望ましいです。</p>	<p>成 29 年 4 月 14 日厚生労働省)</p>
<p>2 2 広告</p>	<p>・ 指定介護予防支援事業所について広告の内容が虚偽又は誇大なものとなっていないですか。</p> <p style="text-align: center;">【 いる ・ いない 】</p>	<p>平 18 厚労令 37 第 23 条</p>
<p>2 3 介護予防サービス事業者等からの利益収受の禁止等</p>	<p>① 事業者及び管理者は、介護予防サービス計画の作成又は変更に関し、担当職員に対して特定の介護予防サービス事業者等によるサービスを位置付けるべき旨の指示等を行っていませんか。</p> <p style="text-align: center;">【 いる ・ いない 】</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px 0;"> <p>※ 事業者は公正で中立性の高い事業運営を行う必要があり、介護予防サービス計画はあくまで利用者の支援すべき総合的な課題に即したものでなければなりません。</p> </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px 0;"> <p>※ 事業者又は管理者が、同一法人系列の介護予防サービス事業者のみを位置付けるように指示すること等により、支援すべき総合的な課題に反するばかりでなく、事実上他の介護予防サービス事業者の利用を妨げることを指します。</p> <p>また、担当職員は、介護予防支援費の加算を得るために、支援すべき総合的な課題に即さない介護予防サービスを介護予防サービス計画に位置付けることがあってはなりません。</p> </div>	<p>平 18 厚労令 37 第 24 条第 1 項</p> <p>平 18-0331003 第 2 の 3 (20) 第 2 の 3 (20)①</p>
	<p>② 担当職員は、介護予防サービス計画の作成又は変更に関し、利用者に対して特定の介護予防サービス事業者等によるサービスを利用すべき旨の指示等を行っていませんか。</p> <p style="text-align: center;">【 いる ・ いない 】</p>	<p>平 18 厚労令 37 第 24 条第 2 項</p> <p>平 18-0331003 第 2 の 3 (20)②</p>
	<p>③ 指定介護予防支援事業者及びその従業者は、介護予防サービス計画の作成又は変更に関し、利用者に対して特定の居宅サービス事業者等によるサービスを利用させることの対償として、当該介護予防サービス事業者等から金品その他の財産上の利益</p>	<p>平 18 厚労令 37 第 24 条第 3 項</p> <p>平 18-0331003</p>

	<p>を収受していませんか。</p> <p style="text-align: center;">【 いる ・ いない 】</p>	<p>第 2 の 3 (20)③</p>
<p>2 4 苦情処理</p>	<p>① 自ら提供した介護予防支援又は自らが介護予防サービス計画に位置付けた指定介護予防サービス等に対する利用者及び家族からの苦情に迅速かつ適切に対応していますか。</p> <p style="text-align: center;">【 いる ・ いない 】</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;"> <p>※ 指定介護予防支援等についての苦情の場合には、利用者又は家族、指定介護予防サービス事業者等から事情を聞き、苦情に係る問題点を把握の上、対応策を検討し必要に応じて利用者に説明しなければなりません。</p> </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;"> <p>※ 当該事業所における苦情を処理するために講ずる措置の概要について明らかにし、相談窓口の連絡先、苦情処理の体制及び手順等を利用申込者にサービスの内容を説明する文書に記載するとともに、事業所に掲示し、かつ、ウェブサイトに掲載してください。</p> </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>※ ウェブサイトへの掲載に関する取扱いは、「20 掲示」に準じます。</p> </div>	<p>平 18 厚労令 37 第 25 条第 1 項</p> <p>平 18-0331003 第 2 の 3 (21)① 第 2 の 3 (21)④</p>
	<p>② ①の苦情を受け付けた場合は、苦情の内容等を記録していますか。</p> <p style="text-align: center;">【 いる ・ いない 】</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;"> <p>※ 苦情に対し事業者が組織として迅速かつ適切に対応するため、苦情の内容等を記録してください。</p> </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;"> <p>※ 苦情がサービスの質の向上を図る上での重要な情報であるとの認識に立ち、苦情の内容を踏まえ、サービスの質の向上に向けた取組を自ら行ってください。</p> </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;"> <p>※ 記録の整備については、台帳等を作成し記録するとともに、利用者個票等に個別の情報として記録することが望ましいです。</p> </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>※ 苦情の内容等の記録は、2 年間保存しなければなりません。</p> </div>	<p>平 18 厚労令 37 第 25 条第 2 項</p> <p>平 18-0331003 第 2 の 3 (21)②</p>
	<p>③ 自ら提供した指定介護予防支援に関し、市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は市町村の職員からの質問若しくは照会に応じ、市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合においては、必要な改善を行っていますか。</p> <p style="text-align: center;">【 いる ・ いない 】</p>	<p>平 18 厚労令 37 第 25 条第 3 項</p> <p>平 18-0331003 第 2 の 3 (21)③</p>
	<p>④ 市町村からの求めがあった場合には、改善の内容を報告して</p>	<p>平 18 厚労令 37</p>

	<p>いますか。</p> <p style="text-align: center;">【 いる ・ いない 】</p>	第 25 条第 4 項
	<p>⑤ 自らが介護予防サービス計画に位置付けた指定介護予防サービス等に対する苦情の国民健康保険団体連合会への申立てに関して、利用者に対し必要な援助を行っていますか。</p> <p style="text-align: center;">【 いる ・ いない 】</p>	平 18 厚労令 37 第 25 条第 5 項
	<p>⑥ 利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会が行う調査に協力するとともに、自ら提供した指定介護予防支援に関して国民健康保険団体連合会から指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行っていますか。</p> <p style="text-align: center;">【 いる ・ いない 】</p>	平 18 厚労令 37 第 25 条第 6 項
	<p>⑦ 国民健康保険団体連合会からの求めがあった場合には、改善の内容を国民健康保険団体連合会に報告していますか。</p> <p style="text-align: center;">【 いる ・ いない 】</p>	平 18 厚労令 37 第 25 条第 7 項
2 5 事故発生時の対応	<p>① 利用者に対する指定介護予防支援の提供により事故が発生した場合には速やかに市町村、利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じていますか。</p> <p style="text-align: center;">【 いる ・ いない 】</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px 0;"> <p>※ 利用者が安心して指定介護予防支援の提供を受けられるよう事故発生時の速やかな対応を規定したものです。</p> </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px 0;"> <p>※ 利用者に対するサービスの提供により事故が発生した場合の対応方法については、あらかじめ定めておくことが望まれます。</p> </div>	<p>平 18 厚労令 37 第 26 条第 1 項</p> <p>平 18-0331003 第 2 の 3 (2) 第 2 の 3 (2)①</p>
	<p>② ①の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録していますか。</p> <p style="text-align: center;">【 いる ・ いない 】</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px 0;"> <p>※ 記録の整備については、台帳等を作成し記録するとともに、利用者個票等に個別の情報として記録することか望ましいです。</p> </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px 0;"> <p>※ 事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録は、2年間保存しなければなりません。</p> </div>	<p>平18厚労令37 第26条第2項</p> <p>平 18-0331003 第 2 の 3 (2)</p>
	<p>③ 利用者に対する指定介護予防支援の提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行っていますか。</p> <p style="text-align: center;">【 いる ・ いない 】</p>	平18厚労令37 第26条第3項

	<p>※ 賠償すべき事態において速やかに賠償を行うため、損害賠償保険に加入しておくか、又は賠償資力を有することが望まれます。</p> <p>※ 事故が生じた際にはその原因を解明し、再発生を防ぐための対策を講じてください。</p>	<p>平 18-0331003 第 2 の 3 (2)②③</p>
<p>2 6 虐待の防止</p>	<p>① 事業者は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じていますか。</p> <p>一 当該事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的開催するとともに、その結果について、担当職員に周知徹底を図ること。</p> <p>二 当該事業所における虐待の防止のための指針を整備すること。</p> <p>三 当該事業所において、担当職員に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施すること。</p> <p>四 前三号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。</p> <p>* 令和 6 年 4 月 1 日より義務化 【 い る ・ い な い 】</p> <p>※ 虐待を未然に防止するための対策及び発生した場合の対応等については、「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」（平成 17 年法律第 124 号。以下「高齢者虐待防止法」という。）に規定されているところであり、その実効性を高め、利用者の尊厳の保持・人格の尊重が達成されるよう、次に掲げる観点から事業所における虐待の防止に関する措置を講じてください。</p> <p>・虐待の未然防止 事業者は高齢者の尊厳保持・人格尊重に対する配慮を常に心がけながらサービス提供にあたる必要があり、研修等を通じて、従業者にそれらに関する理解を促す必要があります。同様に、従業者が高齢者虐待防止法等に規定する養介護事業の従業者としての責務・適切な対応等を正しく理解していることも重要です。</p> <p>・虐待等の早期発見 従業者は、虐待等又はセルフ・ネグレクト等の虐待に準ずる事案を発見しやすい立場にあることから、これらを早期に発見できるよう、必要な措置（虐待等に対する相談体制、市町村の通報窓口の周知等）がとられていることが望まれます。また、利用者及びその家族からの虐待等に係る相談、利用者から市町村への虐待の届出について、適切な対応をしてください。</p>	<p>平18厚労令37 第26条の2</p> <p>平 18-0331003 第2の3 (24)</p>

	<p>・虐待等への迅速かつ適切な対応</p> <p>虐待が発生した場合には、速やかに市町村の窓口に通報される必要があり、指定居宅介護支援事業者は当該通報の手続が迅速かつ適切に行われ、市町村等が行う虐待等に対する調査等に協力するよう努めてください。</p>	
	<p>※一 虐待防止検討委員会は、虐待等の発生の防止・早期発見に加え、虐待等が発生した場合はその再発を確実に防止するための対策を検討する委員会であり、管理者を含む幅広い職種で構成してください。構成メンバーの責務及び役割分担を明確にするとともに、定期的に開催することが必要です。また、事業所外の虐待防止の専門家を委員として積極的に活用することが望ましいです。</p> <p>一方、虐待等の事案については、虐待等に係る諸般の事情が、複雑かつ機微なものであることが想定されるため、その性質上、一概に従業者に共有されるべき情報であるとは限られず、個別の状況に応じて慎重に対応することが重要です。</p> <p>なお、虐待防止検討委員会は、関係する職種、取り扱う事項等が相互に関係が深いと認められる他の会議体を設置している場合、これと一体的に設置・運営することとして差し支えありません。また、事業所に実施が求められるものであるが、他のサービス事業者との連携により行うことも差し支えありません。</p> <p>次のような事項について検討してください。その際、そこで得た結果（事業所における虐待に対する体制、虐待等の再発防止策等）は、従業者に周知徹底を図る必要があります。</p> <p>イ 虐待防止検討委員会その他事業所内の組織に関すること                  ロ 虐待の防止のための指針の整備に関すること                  ハ 虐待の防止のための職員研修の内容に関すること                  ニ 虐待等について、従業者が相談・報告できる体制整備に関すること                  ホ 従業者が虐待等を把握した場合に、市町村への通報が迅速かつ適切に行われるための方法に関すること                  ヘ 虐待等が発生した場合、その発生原因等の分析から得られる再発の確実な防止策に関すること                  ト 前号の再発の防止策を講じた際に、その効果についての評価に関すること</p>	<p>平 18-0331003 第2の3 (24)①</p>
	<p>※二 指針には、次のような項目を盛り込んでください。</p> <p>イ 事業所における虐待の防止に関する基本的考え方                  ロ 虐待防止検討委員会その他事業所内の組織に関する事項                  ハ 虐待の防止のための職員研修に関する基本方針                  ニ 虐待等が発生した場合の対応方法に関する基本方針                  ホ 虐待等が発生した場合の相談・報告体制に関する事項                  ヘ 成年後見制度の利用支援に関する事項                  ト 虐待等に係る苦情解決方法に関する事項                  チ 利用者等に対する当該指針の閲覧に関する事項                  リ その他虐待の防止の推進のために必要な事項</p>	<p>平 18-0331003 第2の3 (24)②</p>

<p>※三 研修の内容としては、虐待等の防止に関する基礎的内容等の適切な知識を普及・啓発するものであるとともに、当該事業所における指針に基づき、虐待の防止の徹底を行うものとしてください。</p> <p>職員教育を組織的に徹底させていくためには、指針に基づいた研修プログラムを作成し、定期的な研修（年1回以上）を実施するとともに、新規採用時には必ず虐待の防止のための研修を実施することが重要です。</p> <p>また、研修の実施内容についても記録してください。研修の実施は、事業所内での研修で差し支えありません。</p>	<p>平 18-0331003 第2の3 (24)③</p>
<p>※四 一から三までに掲げる措置を適切に実施するため、専任の担当者を置くことが必要です。当該担当者としては、虐待防止検討委員会の責任者と同一の従業員が務めることが望まれます。なお、同一事業所内での複数担当（※）の兼務や他の事業所・施設等との担当（※）の兼務については、担当者としての職務に支障がなければ差し支えありません。ただし、日常的に兼務先の各事業所内の業務に従事しており、利用者や事業所の状況を適切に把握している者など、各担当者としての職務を遂行する上で支障がないと考えられる者を選任してください。</p> <p>（※） 身体的拘束等適正化担当者、褥瘡予防対策担当者（看護師が望ましい。）、感染対策担当者（看護師が望ましい。）、事故の発生又はその再発を防止するための措置を適切に実施するための担当者、虐待の発生又はその再発を防止するための措置を適切に実施するための担当者感染対策委員会は、利用者の状況など事業所の状況に応じ、おおむね6月に1回以上、定期的を開催するとともに、感染症が流行する時期等を勘案して必要に応じ随時開催する必要があります。</p>	<p>平 18-0331003 第2の3 (24)④</p>
<p>② 事業所の従業員は高齢者虐待を発見しやすい立場にあることを自覚し、高齢者虐待の早期発見に努めていますか。</p> <p>（高齢者虐待に該当する行為）</p> <p>ア 利用者の身体に外傷が生じ、又は生じるおそれのある暴行を加えること。</p> <p>イ 利用者を衰弱させるような著しい減食又は長時間の放置その他の利用者を養護すべき職務上の義務を著しく怠ること。</p> <p>ウ 利用者に対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応その他の利用者に対する著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。</p> <p>エ 利用者に対してわいせつな行為をすること又は利用者をしてわいせつな行為をさせること。</p> <p>オ 利用者の財産を不当に処分することその他当該利用者から不当に財産上の利益を得ること。</p> <p style="text-align: center;">【 いる ・ いない 】</p>	<p>高齢者虐待防止法 第 2 条 高齢者虐待防止法 第 5 条</p>
<p>③ 高齢者虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、市町村に通報していますか。</p>	<p>高齢者虐待防止法 第 21 条</p>

<p>27 会計の区分</p>	<p style="text-align: center;">【 いる ・ いない 】</p> <p>・ 事業所ごとに経理を区分するとともに、指定介護予防支援の事業の会計とその他の事業の会計とを区分していますか。</p> <p style="text-align: center;">【 いる ・ いない 】</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>※ 具体的な会計処理の方法については、次の通知に基づき適切に行ってください。</p> <p>ア「指定介護老人福祉施設等に係る会計処理等の取扱いについて」（平成12年3月10日老計第8号）</p> <p>イ「介護保険の給付対象事業における会計の区分について」（平成13年3月28日老振第18号）</p> <p>ウ「介護保険・高齢者保健福祉事業に係る社会福祉法人会計基準の取り扱いについて」（平成24年3月29日老高発第0329第1号）</p> </div>	<p>平18厚労令37第27条</p> <p>平18-0331003第2の3(23)</p>
<p>28 記録の整備</p>	<p>① 従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備していますか。</p> <p style="text-align: center;">【 いる ・ いない 】</p>	<p>平18厚労令37第28条第1項</p>
	<p>② 次のア～オに掲げる記録等を整備し、その完結の日から2年間保存していますか。</p> <p style="text-align: center;">【 いる ・ いない 】</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>ア 基準第30条第14号に規定する指定介護予防サービス事業者等との連絡調整に関する記録</p> <p>イ 個々の利用者ごとに次の事項を記載した介護予防支援台帳</p> <p style="margin-left: 20px;">(ア) 介護予防サービス計画</p> <p style="margin-left: 20px;">(イ) 第30条第7号に規定するアセスメントの結果の記録</p> <p style="margin-left: 20px;">(ウ) 第30条第9号に規定するサービス担当者会議等の記録</p> <p style="margin-left: 20px;">(エ) 第30条第15号に規定する評価の結果の記録</p> <p style="margin-left: 20px;">(オ) 第30条第16号に規定するモニタリングの結果の記録</p> <p>ウ 第三十条第二号の三の規定による身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（第三十条第二号の二及び第二号の三において「身体的拘束等」という。）の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録</p> <p>エ 市町村への通知に係る記録</p> <p>オ 苦情の内容等の記録</p> <p>カ 事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録</p> </div>	<p>平18厚労令37第28条第2項</p>
<p>29 電磁的記録等</p>	<p>① 事業者及びサービスの提供に当たる者は、作成、保存その他これらに類するもののうち、この省令の規定において書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）で行うことが規定されている又は想定されるものについては、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録により行うことができますが、以下のとおり取り扱っていますか。</p>	<p>平18厚労令37第33条第1項</p>

	<p style="text-align: center;">【 いる ・ いない 】</p> <p>※ 書面の保存等に係る負担の軽減を図るため、事業者等は、この省令で規定する書面（被保険者証に関するものを除く。）の作成、保存等を次に掲げる電磁的記録により行うことができることとしたものです。</p> <p>ア 電磁的記録による作成は、事業者等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法または磁気ディスク等をもって調製する方法によること。</p> <p>イ 電磁的記録による保存は、以下のいずれかの方法によること。  a 作成された電磁的記録を事業者等の使用に係る電子計算機に備えられたファイル又は磁気ディスク等をもって調製するファイルにより保存する方法  b 書面に記載されている事項をスキャナ等により読み取ってできた電磁的記録を事業者等の使用に係る電子計算機に備えられたファイル又は磁気ディスク等をもって調製するファイルにより保存する方法</p> <p>ウ 電磁的記録により行うことができるとされているものは、ア及びイに準じた方法によること。</p> <p>エ また、電磁的記録により行う場合は、個人情報保護委員会・厚生労働省「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」及び厚生労働省「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」等を遵守すること。</p>	<p>平 18-0331003 第 2 の 6(1)</p>
	<p>② 事業者及びサービスの提供に当たる者は、交付、説明、同意、承諾、締結その他これらに類するもの（以下「交付等」という。）のうち、この省令の規定において書面で行うことが規定されている又は想定されるものについては、当該交付等の相手方の承諾を得て、書面に代えて、電磁的方法（電子的方法、磁気的方法その他人の知覚によって認識することができない方法をいう。）によることができますが、以下のとおり取り扱っていますか。</p> <p style="text-align: center;">【 いる ・ いない 】</p> <p>ア 電磁的方法による交付は、基準第 4 条第 2 項から第 8 項までの規定に準じた方法によること。</p> <p>イ 電磁的方法による同意は、例えば電子メールにより利用者等が同意の意思表示をした場合等が考えられること。なお、「押印についての Q&amp;A（令和 2 年 6 月 1 9 日内閣府・法務省・経済産業省）」を参考にする事。</p> <p>ウ 電磁的方法による締結は、利用者等・事業者等の間の契約関係を明確にする観点から、書面における署名又は記名・押印に代えて、電子署名を活用することが望ましいこと。なお、「押印についての Q&amp;A（令和 2 年 6 月 1 9 日内閣府・法務省・経済産業省）」を参考にする事。</p>	<p>平18厚労令37 第33条第1項</p>

エ 電磁的方法によることができるとされているものは、アからウまでに準じた方法によること。ただし、基準若しくはこの通知の規定により電磁的方法の定めがあるものについては、当該定めに従うこと。

オ また、電磁的方法による場合は、個人情報保護委員会・厚生労働省「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」及び厚生労働省「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」等を遵守すること。

※ 利用者及びその家族等（以下「利用者等」という。）の利便性向上並びに事業者等の業務負担軽減等の観点から、書面で行うことが規定されている又は想定される交付等（交付、説明、同意、承諾、締結その他これに類するものをいう。）について、事前に利用者等の承諾を得た上で、上記の電磁的方法によることができることとしたものです。

第4 介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準		
1 指定介護予防支援の基本取扱方針	① 指定介護予防支援は、利用者の介護予防に資するよう行われるとともに、医療サービスとの連携に十分配慮して行っていますか。 <p style="text-align: center;">【 いる ・ いない 】</p>	平18厚労令37第29条第1項
	② 介護予防の効果を最大限に発揮し、利用者が生活機能の改善を実現するための適切なサービスを選択できるよう、目標志向型の介護予防サービス計画を策定していますか。 <p style="text-align: center;">【 いる ・ いない 】</p>	平18厚労令37第29条第2項
	③ 自らその提供する指定介護予防支援の質の評価を行い、常にその改善を図っていますか。 <p style="text-align: center;">【 いる ・ いない 】</p>	平18厚労令37第29条第3項
2 担当職員による介護予防サービス計画の作成	・ 管理者は、担当職員に介護予防サービス計画の作成に関する業務を担当させていますか。 <p style="text-align: center;">【 いる ・ いない 】</p>	平18厚労令37第30条第1号  平 18-0331003 第 2 の 4 (1) 第 2 の 4 (1)①
3 指定介護予防支援の基本的留意点	① 指定介護予防支援の提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又は家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行っていますか。 <p style="text-align: center;">【 いる ・ いない 】</p>	平18厚労令37第30条第2号
	※ 指定介護予防支援は、利用者及び家族の主體的な参加及び自らの目標に向けての意欲の向上と相まって行われることが重要です。 このため、利用者及び家族の十分な理解が求められます。	平 18-0331003 第 2 の 4 (1)②
	② 指定介護予防支援の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行っていませんか。 <p style="text-align: center;">【 いる ・ いない 】</p>	平18厚労令37第30条第2の2号
※ 緊急やむを得ない理由については、切迫性、非代替性及び一時性の3つの要件を満たすことについて、組織等としてこれらの要件の確認等の手続きを極めて慎重に行うこととし、その具体的な内容について記録しておくことが必要です。	平18-0331003 第2の4 (1)③	

	<p>③ ②の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録していますか。</p> <p style="text-align: center;">【 いる ・ いない 】</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>※ 第 28 条第 2 項の規定に基づき、当該記録は、2 年間保存しなければなりません。</p> </div>	<p>平18厚労令37 第30条第2の2号</p> <p>平18-0331003 第2の4 (1)③</p>
<p>4 計画的な指定介護予防サービス等の利用</p>	<p>・ 担当職員は、介護予防サービス計画の作成に当たっては、利用者の自立した日常生活の支援を効果的に行うため、利用者の心身又は家族の状況等に応じ、継続的かつ計画的に指定介護予防サービス等の利用が行われるようにしていますか。</p> <p style="text-align: center;">【 いる ・ いない 】</p>	<p>平18厚労令37 第30条第3号</p> <p>平 18-0331003 第 2 の 4 (1)④</p>
<p>5 総合的な介護予防サービス計画の作成</p>	<p>・ 担当職員は、介護予防サービス計画の作成に当たっては、利用者の日常生活全般を支援する観点から、予防給付の対象となるサービス以外の利用も含めて介護予防サービス計画上に位置付けるよう努めていますか。</p> <p style="text-align: center;">【 いる ・ いない 】</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>※ 予防給付の対象となるサービス以外とは、例えば、利用者本人の取組、家族が行う支援、市町村保健師等が居宅を訪問して行う指導等の保健サービス、老人介護支援センターにおける相談援助及び市町村が一般施策として行う配食サービス、寝具乾燥サービスや地域の住民による見守り、配食、会食などの自発的な活動によるサービス等、更には、こうしたサービスと併せて提供される精神科訪問看護等の医療サービス、はり師・きゅう師による施術、保健師・看護師・柔道整復師・あん摩マッサージ指圧師による機能訓練などが考えられます。</p> </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>※ 介護予防サービス計画の作成又は変更に当たっては、利用者や家族の意向を踏まえた課題分析の結果に基づき、総合的かつ目標指向的な計画となるよう努めなければなりません。</p> <p>この場合には、介護保険制度の基本理念等について、利用者が十分理解できるよう、担当職員は丁寧に説明をし、適切なサービスを利用者が選択できるよう専門的な観点から利用者の個別性を踏まえ、助言しなければなりません。</p> </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>※ 地域包括支援センターにおいては、日常生活全般を支援する上で、利用者や家族の意向を踏まえた課題分析の結果に基づき、予防給付等対象サービスであるか否かに関わらず、地域で不足していると思われるサービス等が提供されるよう関係機関等に働きかけていくことが必要です。</p> </div>	<p>平18厚労令37 第30条第4号</p> <p>平 18-0331003 第 2 の 4 (1)⑤</p>

<p>6 利用者自身によるサービスの選択</p>	<p>・ 担当職員は、介護予防サービス計画の作成の開始に当たっては、利用者によるサービスの選択に資するよう、地域における指定介護予防サービス事業者等に関するサービス及び住民による自発的な活動によるサービスの内容、利用料等の情報を適正に利用者又は家族に対して提供していますか。 【 いる ・ いない 】</p> <p>※ 担当職員は利用者から介護予防サービス計画案の作成にあたって複数の指定介護予防支援事業者等の紹介の求めがあった場合等には誠実に対応するとともに、介護予防サービス計画案を利用者に提示する際には、利用者が居住する地域の指定介護予防サービス事業者、指定地域密着型介護予防サービス等に関するサービスの内容、利用料等の情報を適正に利用者又はその家族に対して提供するしなければなりません。</p> <p>※ また、例えば、集合住宅等において、特定の指定介護予防サービス事業者のサービスを利用することを、選択の機会を与えることなく入居条件とするようなことはあってはなりません。介護予防サービス計画についても、利用者の意思に反して、集合住宅と同一敷地内等の指定介護予防サービス事業者のみを介護予防サービス計画に位置付けるようなことはあってはなりません。</p> <p>※ 地域の指定介護予防サービス事業者等の情報を提供するに当たっては、都道府県又は指定情報公表センターが公表を行っている情報等についても活用してください。</p>	<p>平18厚労令37第30条第5号</p> <p>平 18-0331003 第2の4 (1)⑥</p>
--------------------------	---	--

<p>7 課題分析の実施</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 担当職員は、介護予防サービス計画の作成に当たっては、適切な方法により、利用者について、その有している生活機能や健康状態、その置かれている環境等を把握した上で、次の各領域ごとに利用者の日常生活の状況を把握し、利用者及び家族の意欲及び意向を踏まえて、生活機能の低下の原因を含む利用者が現に抱える問題点を明らかにするとともに、介護予防の効果を最大限に発揮し、利用者が自立した日常生活を営むことができるように支援すべき総合的な課題を把握していますか。</li> </ul> <p>ア 運動及び移動                  イ 家庭生活を含む日常生活                  ウ 社会参加並びに対人関係及びコミュニケーション                  エ 健康管理</p> <p style="text-align: center;">【 いる ・ いない 】</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>※ 介護予防サービス計画は、個々の利用者の特性に応じて作成されることが重要です。                      このため担当職員は、介護予防サービス計画の作成に先立ち利用者の課題分析を行うこととなります。</p> </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>※ 7～12の一連の業務については、基本方針を達成するために必要となる業務を列記したものであり、基本的にはこのプロセスに応じて進めるべきものですが、緊急的なサービス利用等やむを得ない場合や、効果的・効率的に行うことを前提とするものであれば、業務の順序について拘束するものではありません。                      ただし、その場合にあっても、それぞれ位置付けられた個々の業務は、事後的に可及的速やかに実施し、その結果に基づいて必要に応じて介護予防サービス計画を見直すなど、適切な対応しなければなりません。</p> </div>	<p>平18厚労令37 第30条第6号</p> <p>平 18-0331003 第 2 の 4 (1) 第 2 の 4 (1)⑦</p>
<p>8 課題分析における留意点</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 担当職員は、アセスメント（解決すべき課題の把握）に当たっては、利用者の居宅を訪問し、利用者及び家族に面接して行っていますか。                      この場合において、担当職員は、面接の趣旨を利用者及び家族に対して十分に説明し、理解を得ていますか。</li> </ul> <p style="text-align: center;">【 いる ・ いない 】</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>※ 担当職員は、アセスメントに当たっては、利用者が入院中であることなど物理的な理由がある場合を除き必ず利用者の居宅を訪問し、利用者及び家族に面接して行わなければなりません。                      この場合において、事前に要支援認定の認定調査結果、主治医意見書等により、一定程度利用者の状態を把握しておく必要があります。</p> </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>※ 面接に当たっては、利用者や家族との間の信頼関係、協</p> </div>	<p>平18厚労令37 第30条第7号</p> <p>平 18-0331003 第 2 の 4 (1)⑧</p>

	<p>働関係の構築が重要であり、担当職員は、面接の趣旨を利用者及び家族に対して十分に説明し、理解を得なければなりません。</p> <p>このため、担当職員は面接技法等の研鑽に努めることが重要です。</p>	
<p>9 介護予防サービス計画原案の作成</p>	<p>※ アセスメントの結果について記録するとともに、2年間保存しなければなりません。</p> <p>・ 担当職員は、利用者の希望及びアセスメントの結果、利用者が目標とする生活、専門的観点からの目標と具体策、利用者及び家族の意向、それらを踏まえた具体的な目標、その目標を達成するための支援の留意点、本人、指定介護予防サービス事業者、自発的な活動によるサービスを提供する者等が目標を達成するために行うべき支援内容並びにその期間等を記載した介護予防サービス計画の原案を作成していますか。</p> <p style="text-align: center;">【 いる ・ いない 】</p> <p>※ 担当職員は、介護予防サービス計画が利用者の生活の質に直接影響する重要なものであることを十分に認識し、目標指向型の介護予防サービス計画原案を作成しなければなりません。</p> <p>したがって、介護予防サービス計画原案は、アセスメントの結果、利用者が目標とする生活、利用者及び家族の意向を踏まえ、地域における指定介護予防サービス等が提供される体制を勘案した上で、実現可能なものとする必要があります。</p> <p>※ 介護予防サービス計画原案には、目標、目標についての支援のポイント、ポイントを踏まえ、具体的に本人等のセルフケア、家族、インフォーマルサービス、介護保険サービス等により行われる支援の内容、これらの支援を行う期間等を明確に盛り込み、達成時期には介護予防サービス計画及び各指定介護予防サービス等の評価を行い得るようにすることが重要です。</p>	<p>平18厚労令37第30条第8号</p> <p>平 18-0331003 第 2 の 4 (1)⑨</p>
<p>10 サービス担当者会議等による専門的意見の聴取</p>	<p>・ 担当職員は、サービス担当者会議の開催により、利用者の状況等に関する情報を指定介護予防サービス等の担当者と共有するとともに、介護予防サービス計画の原案の内容について、指定介護予防サービス等の担当者から、専門的な見地からの意見を求めていますか。</p> <p style="text-align: center;">【 いる ・ いない 】</p> <p>※ サービス担当者会議とは、担当職員が介護予防サービス計画の作成のために、利用者及びその家族の参加を基本としつつ、介護予防サービス計画の原案に位置付けた指定介護予防サービス等の担当者を召集して行う会議をいいます。</p>	<p>平18厚労令37第30条第9号</p> <p>平 18-0331003 第 2 の 4 (1)⑩</p>

	<p>※ やむを得ない理由がある場合については、指定介護予防サービス等の担当者に対する照会等により意見を求めることができます。</p> <p>※ 担当職員は、新規に介護予防サービス計画原案を作成したときは、利用者の情報を各サービスの担当者等で共有するとともに、利用者が抱えている課題、目標、支援の方針等について協議し、各サービスが共通の目標を達成するために具体的なサービスの内容として何ができるかについて相互に理解するなどについて、利用者や家族、介護予防サービス計画原案作成者、介護予防サービス計画原案に位置付けた指定介護予防サービスの担当者、主治医、インフォーマルサービス担当者等からなるサービス担当者会議を必ず開催することが必要です。</p> <p>また、これらの各サービスの担当でサービス担当者会議に参加できない者については、照会等により専門の見地からの意見を求めれば差し支えないこととされていますが、この場合にも、緊密に相互の情報交換を行うことにより、利用者の状況等についての情報や介護予防サービス計画原案の内容を共有できるようにする必要があります。</p> <p>※ サービス担当者会議は、テレビ電話装置等を活用して行うことができます。ただし、利用者又はその家族が参加する場合にあっては、テレビ電話装置等の活用について当該利用者等の同意を得なければなりません。</p> <p>※ サービス担当者会議の要点又は担当者への照会内容について記録するとともに、2年間保存しなければなりません。</p>	
<p>1 1 介護予防サービス計画の説明及び同意</p>	<p>・ 担当職員は、介護予防サービス計画の原案に位置付けた指定介護予防サービス等について、保険給付の対象となるかどうかを区分した上で、介護予防サービス計画の原案の内容について利用者又は家族に対して説明し、文書により利用者の同意を得ていますか。</p> <p style="text-align: center;">【 いる ・ いない 】</p> <p>※ 介護予防サービス計画に位置付ける指定介護予防サービス等の選択は、利用者自身が行うことが基本であり、また、介護予防サービス計画は利用者の希望を尊重して作成されなければなりません。</p> <p>このため、介護予防サービス計画原案の作成に当たって、これに位置付けるサービスについて、また、サービスの内容についても利用者の希望を尊重することとともに、作成された介護予防サービス計画の原案についても、最終的には、その内容について説明を行った上で文書によって利用者の同意を得ることを義務づけることにより、利用者によるサービスの選択やサービス内容等への利用者の意向の反映の機会を保障しようとするものです。</p>	<p>平18厚労令37第30条第10号</p> <p>平 18-0331003 第 2 の 4 (1)㉑</p> <p>「介護予防支援業務に係る関連様式例の提示について」(平</p>

	<p>※ 説明及び同意を要する介護予防サービス計画原案とは、いわゆる「介護予防サービス・支援計画書」に相当するものすべてが望ましいが、少なくとも「目標」、「支援計画」、「【本来行うべき支援ができない場合】 妥当な支援の実施に向けた方針」、「総合的な方針：生活不活発病の改善・予防のポイント」欄に相当するものについては、説明し、同意を得てください。</p>	<p>成 18 年 3 月 31 日老振発第 0331009 号厚生労働省老健局振興課長通知)</p>
<p>1 2 介護予防サービス計画の交付</p>	<p>・ 担当職員は、介護予防サービス計画を作成した際には、利用者及び担当者に交付していますか。 【 いる ・ いない 】</p> <p>※ 介護予防サービス計画を作成した際には、遅滞なく利用者及びサービスの担当者に交付しなければなりません。</p> <p>※ 交付する介護予防サービス計画については、11 の説明及び同意を要する介護予防サービス計画原案の範囲を参照してください。</p> <p>※ 介護予防サービス計画は、2年間保存しなければなりません。</p>	<p>平18厚労令37第30条第11号</p> <p>平 18-0331003 第 2 の 4 (1)⑫</p>
<p>1 3 担当者に対する個別サービス計画の提出依頼</p>	<p>・ 担当職員は、介護予防サービス計画に位置付けた指定介護予防サービス事業者等に対して、介護予防訪問看護計画書等指定介護予防サービス等基準において位置付けられている計画の提出を求めていますか。 【 いる ・ いない 】</p> <p>※ 介護予防サービス計画と各担当者が自ら提供する介護予防サービス等の当該計画(以下「個別サービス計画」と)の連動性を高め、介護予防支援事業者とサービス提供事業者の意識の共有を図ることが重要です。 このため、基準第 30 条第 12 号に基づき、担当者に<b>介護予防</b>サービス計画を交付したときは、担当者に対し、個別サービス計画の提出を求め、介護予防サービス計画と個別サービス計画の連動性や適合性について確認することとしました。 なお、担当職員は、担当者と継続的に連携し、意識の共有を図ることが重要であることから、<b>介護予防</b>サービス計画と個別サービス計画の連動性や適合性の確認については、介護予防サービス計画を担当者に交付したときに限らず、必要に応じて行うことが望ましいものです。 さらに、サービス担当者会議の前に介護予防サービス計画の原案を担当者に提供し、サービス担当者会議に個別サービス計画の提出を求め、サービス担当者会議において情報の共有や調整を図るなどの手法も有効です。</p>	<p>平18厚労令37第30条第12号</p> <p>平 18-0331003 第 2 の 4 (1)⑬</p>

<p>1 4 個別サービス計画作成の指導及び報告の聴取</p>	<p>・ 担当職員は、指定介護予防サービス事業者等に対して、介護予防サービス計画に基づき、介護予防訪問看護計画書等指定介護予防サービス等基準において位置づけられている計画の作成を指導するとともに、サービスの提供状況や利用者の状態等に関する報告を少なくとも1月に1回、聴取していますか。</p> <p style="text-align: center;">【 いる ・ いない 】</p> <p>※ 担当職員は、サービスの担当者に対して介護予防サービス計画を交付する際には、介護予防サービス計画の趣旨及び内容等について十分に説明し、各サービスの担当者との共有、連携を図った上で、各サービスの担当者が自ら提供する介護予防サービス等の介護予防サービス計画における位置付けを理解できるように配慮するとともに、サービスの担当者が介護予防サービス計画の内容に沿って個別サービス計画を作成されるよう必要な援助を行う必要があります。</p> <p>※ 利用者の状況や課題の変化は、利用者に直接サービスを提供する介護予防サービス事業者等により把握されることも多いことから、担当職員は、介護予防サービス事業者等のサービスの担当者と緊密な連携を図り、設定された目標との関係を踏まえて利用者の状況や課題の変化が認められる場合には、円滑に連絡が行われる体制を整備する必要があります。</p> <p>そのため、各サービスの担当者がサービスの実施を開始した後は、それぞれのサービスの担当者から、少なくとも1月に1回、介護予防サービス事業者等への訪問、電話、FAX等の方法により、サービスの実施状況、サービスを利用している際の利用者の状況、サービス実施の効果について把握するために聴取する必要があります。</p>	<p>平18厚労令37第30条第13号</p> <p>平 18-0331003 第 2 の 4 (1)⑭</p>
<p>1 5 介護予防サービス計画の実施状況等の把握</p>	<p>・ 担当職員は、介護予防サービス計画の作成後、モニタリング（介護予防サービス計画の実施状況の把握）を行い、必要に応じて介護予防サービス計画の変更、指定介護予防サービス事業者等との連絡調整その他の便宜の提供を行っていますか。</p> <p style="text-align: center;">【 いる ・ いない 】</p> <p>※ モニタリングには、利用者についての継続的なアセスメントを含みます。</p> <p>※ 設定された目標との関係を踏まえつつ、利用者の有する生活機能の状況や課題に即した適切なサービスを組み合わせることで利用者に提供し続けることが重要です。</p> <p>このために担当職員は、利用者の有する生活機能の状況や課題の変化に留意することが重要です。</p> <p>変化が認められる場合等は、必要に応じて介護予防サービス計画の変更を行ってください。</p>	<p>平18厚労令37第30条第14号</p> <p>平 18-0331003 第 2 の 4 (1)⑮</p>

<p>1 6 医師等への情報提供</p>	<p>・ 担当職員は、指定介護予防サービス事業者等から利用者に係る情報を受けたときは、利用者の服薬状況、口腔機能その他利用者の心身又は生活の状況に係る情報のうち、必要と認めるものを、利用者の同意を得て主治医等に提供していますか。</p> <p style="text-align: center;">【 いる ・ いない 】</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;"> <p>※ 利用者の服薬状況、口腔機能その他の利用者の心身又は生活の状況に係る情報は、主治の医師若しくは歯科医師又は薬剤師が医療サービスの必要性を検討するにあたり、有効な情報になります。</p> </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;"> <p>※ 指定介護予防支援の提供にあたり、例えば以下の利用者の心身又は生活の状況に係る情報を得た場合は、それらの情報のうち、主治の医師等の助言が必要であると介護支援専門員が判断したものについて、主治の医師等に情報提供するものです。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 薬が大量に余っている又は複数回分の薬を一度に服用している</li> <li>・ 薬の服用を拒絶している</li> <li>・ 使い切らないうちに新たに薬が処方されている</li> <li>・ 口臭や口腔内出血がある</li> <li>・ 体重の増減が推測される見た目の変化がある</li> <li>・ 食事量や食事回数に変化がある</li> <li>・ 下痢や便秘が続いている</li> <li>・ 皮膚が乾燥していたり湿疹等がある</li> <li>・ リハビリテーションの提供が必要と思われる状態にあるにも関わらず提供されていない</li> </ul> </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>※ ここでいう「主治の医師」については、要介護認定の申請のために主治医意見書を記載した医師に限定されないことに留意してください。</p> </div>	<p>平18厚労令37第30条第14の2号</p> <p>平 18-0331003 第2の4 (1)⑮</p>
<p>1 7 介護予防サービス計画の実施状況等の評価</p>	<p>・ 担当職員は、介護予防サービス計画に位置づけた期間が終了するときは、目標の達成状況について評価していますか。</p> <p style="text-align: center;">【 いる ・ いない 】</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>※ 介護予防サービス計画では、設定された目標との関係を踏まえた利用者の有する生活機能の状況や課題を基に利用者の目標とする生活を実現するためのさらなる具体的な目標を定め、目標を達成するために介護予防サービス等を期間を定めて利用することとなります。</p> <p>このため、介護予防サービス計画で定めた期間の終了時には、定期的に、介護予防サービス計画の実施状況を踏まえ、目標の達成状況の評価し、今後の方針を決定する必要があります。</p> <p>したがって、評価の結果により、必要に応じて介護予防サービス計画の見直しを行うこととなります。</p> </div>	<p>平18厚労令37第30条第15号</p> <p>平 18-0331003 第 2 の 4 (1)⑯</p>

	<p>※ 評価の実施に際しては、利用者の状況を適切に把握し、利用者及び家族の意見を徴する必要があることから、利用者宅を訪問して行う必要があります。</p> <p>※ 介護予防サービス計画の評価の結果は、2年間保存しなければなりません。</p>	
<p>18 モニタリングの実施</p>	<p>・ 担当職員は、モニタリングに当たっては、利用者及び家族、指定介護予防サービス事業者等との連絡を継続的に行うこととし、特段の事情のない限り、次に定めるところにより行っていますか。</p> <p>ア 少なくともサービスの提供を開始する月の翌月から起算して3月に1回、利用者の居宅を訪問し、利用者に面接すること。</p> <p>イ アの規定による面接は、利用者の居宅を訪問することによって行うこと。ただし、次のいずれにも該当する場合であって、サービスの提供を開始する月の翌月から起算して3月ごとの期間（以下この号において単に「期間」という。）について、少なくとも連続する2期間に1回、利用者の居宅を訪問し、面接するときは、利用者の居宅を訪問しない期間において、テレビ電話装置等を活用して、利用者に面接することができます。</p> <p>(ア) テレビ電話装置等を活用して面接を行うことについて、文書により利用者の同意を得ていること。</p> <p>(イ) サービス担当者会議等において、次に掲げる事項について主治の医師、担当者その他の関係者の合意を得ていること。</p> <p>(i) 利用者の心身の状況が安定していること。</p> <p>(ii) 利用者がテレビ電話装置等を活用して意思疎通を行うことができること。</p> <p>(iii) 担当職員が、テレビ電話装置等を活用したモニタリングでは把握できない情報について、担当者から提供を受けること。</p> <p>ウ サービスの評価期間が終了する月及び利用者の状況に著しい変化があったときは、利用者の居宅を訪問し、利用者に面接すること。</p> <p>エ 利用者の居宅を訪問しない月（ただし書の規定によりテレビ電話装置等を活用して利用者に面接する月を除く。）においては、可能な限り、指定介護予防通所リハビリテーション事業所を訪問する等の方法により利用者に面接するよう努めるとともに、面接ができない場合にあっては、電話等により利用者との連絡を実施すること。</p> <p>ウ 少なくとも1月に1回、モニタリングの結果を記録すること。</p> <p style="text-align: center;">【 いる ・ いない 】</p> <p>※ 特段の事情とは、利用者の事情により、利用者の居宅を訪問し、利用者に面接することができない場合を主として</p>	<p>平18厚労令37 第30条第16号</p> <p>平 18-0331003 第2の4 (1)⑰</p>

	<p>指すものであり、担当職員に起因する事情は含まれません。</p> <p>※ 担当職員は、モニタリングに当たっては、介護予防サービス計画の作成後においても、利用者及び家族、主治の医師、介護予防サービス事業者等との連絡を継続的に行ってください。</p> <p>※ 指定介護予防サービス事業者等の担当者との連携により、モニタリングが行われている場合においても、特段の事情のない限り、少なくともサービス提供の開始月、サービスの期間終了月、サービス提供した月の翌月から起算して3月に1回のいずれかに該当する場合には利用者と面接を行ってください。また、面接は、原則、利用者の居宅で行ってください。</p> <p>※ ただし、イ(ア)及び(イ)の要件を満たしている場合であって、サービスの提供を開始する月の翌月から起算して3月ごとの期間（以下この18において単に「期間」という。）のうち、少なくとも2期間に1回は利用者の居宅を訪問することによって面接を行うときは、利用者の居宅を訪問しない期間において、テレビ電話装置等を活用して、利用者に面接することができます。なお、テレビ電話装置等を活用して面接を行う場合においても、利用者の状況に変化が認められた場合等においては、居宅を訪問することによる面接に切り替えることが適当です。また、テレビ電話装置等の活用にあたっては、個人情報保護委員会・厚生労働省「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」、厚生労働省「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」等を遵守してください。</p> <p>テレビ電話装置等を活用して面接を行うにあたっては、以下のイからホに掲げる事項について留意してください。</p> <p>イ 文書により利用者の同意を得る必要があり、その際には、利用者に対し、テレビ電話装置等による面接のメリット及びデメリットを含め、具体的な実施方法（居宅への訪問は2期間に1回であること等）を懇切丁寧に説明することが重要です。なお、利用者の認知機能が低下している場合など、同意を得ることが困難と考えられる利用者については、後述のロの要件の観点からも、テレビ電話装置等を活用した面接の対象者として想定されません。</p> <p>ロ 利用者の心身の状況が安定していることを確認するにあたっては、主治の医師等による医学的な観点からの意見や、以下に例示する事項等も踏まえて、サービス担当者会議等において総合的に判断することが必要です。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 介護者の状況の変化が無いこと。</li> </ul>	
--	---	--

	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 住環境に変化が無いこと（住宅改修による手すり設置やトイレの改修等を含む）</li> <li>・ サービス（保険外サービスも含む）の利用状況に変更が無いこと</li> </ul> <p>ハ テレビ電話装置等を活用して面接を行うに当たっては、利用者がテレビ電話装置等を介して、利用者の居室において対面で面接を行う場合と同程度の対応ができる必要があります。なお、テレビ電話装置等の操作については、必ずしも利用者自身で行う必要はなく、家族等の介助者が操作を行うことは差し支えありません。</p> <p>ニ テレビ電話装置等を活用して面接を行う場合、画面越しでは確認できない利用者の健康状態や住環境等の情報については、サービス事業所の担当者からの情報提供により補完する必要があります。この点について、サービス事業所の担当者の同意を得るとともに、サービス事業所の担当者の過度な負担とならないよう、情報収集を依頼する項目や情報量については留意が必要です。なお、サービス事業所の担当者に情報収集を依頼するに当たっては、「情報連携シート」を参考にしてください。</p> <p>ホ 主治の医師、担当者その他の関係者の合意を得る方法としては、サービス担当者会議のほか、利用者の通院や訪問診療への立会時における主治の医師への意見照会や、サービス事業所の担当者との日頃の連絡調整の際の意見照会等も想定されるが、いずれの場合においても、合意に至るまでの過程を記録しておくことが必要です。</p> <p>※ 利用者宅を訪問しない月（テレビ電話装置等を活用して利用者に面接する月を除く。）でも、指定介護予防サービス事業者等への訪問、利用者への電話等の方法により、利用者自身に介護予防サービス計画の実施状況について確認を行い、利用者の状況に変化があるときは、利用者宅を訪問して確認を行ってください。</p> <p>※ モニタリングについては、1月に1回はその結果を記録することが必要です。さらに、特段の事情がある場合についてはその具体的な内容を記録しておくことが必要です。</p> <p>※ モニタリングの結果の記録は、2年間保存しなければなりません。</p>	
--	--	--

<p>1 9 介護予防サービス計画の変更の必要性についてのサービス担当者会議等による専門的意見の聴取</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 担当職員は、次の場合においては、サービス担当者会議の開催により、介護予防サービス計画の変更の必要性について、指定介護予防サービス等の担当者から、専門的な見地からの意見を求めていますか。</li> </ul> <p>ア 利用者が要支援更新認定を受けた場合 イ 利用者が要支援状態区分の変更の認定を受けた場合</p> <p style="text-align: center;">【 いる ・ いない 】</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 5px;"> <p>※ やむを得ない理由がある場合については、指定介護予防サービス等の担当者に対する照会等により意見を求めることができます。</p> </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 5px;"> <p>※ やむを得ない理由がある場合とは、開催の日程調整を行ったが、サービス担当者の事由により、サービス担当者会議への参加が得られなかった場合や居宅サービス計画の変更から間もない場合で利用者の状態に大きな変化が見られない場合等が想定されます。</p> </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 5px;"> <p>※ サービス担当者会議の要点又は担当者への照会内容については記録するとともに、2年間保存しなければなりません。</p> </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>※ 介護予防サービス計画の変更の必要がない場合においても、記録の記載及び保存については同様です。</p> </div>	<p>平18厚労令37第30条第17号</p> <p>平 18-0331003 第 2 の 4 (1)⑱</p>
<p>2 0 介護予防サービス計画の変更</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 介護予防サービス計画を変更する場合も、3～13 に沿って行っていますか。</li> </ul> <p style="text-align: center;">【 いる ・ いない 】</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>※ 利用者の希望による軽微な変更（例えばサービス提供日時の変更等で、担当職員が一連の業務を行う必要性がないと判断したもの）を行う場合には、この必要はありません。ただし、この場合においても、担当職員が、設定された目標との関係を踏まえた利用者の状況や課題の変化に留意することが重要です。</p> </div>	<p>平18厚労令37第30条第18号</p> <p>平 18-0331003 第 2 の 4 (1)⑲</p>
<p>2 1 介護保険施設への紹介その他の便宜の提供</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 担当職員は、適切な保健医療サービス及び福祉サービスが総合的かつ効率的に提供された場合においても、利用者がその居宅において日常生活を営むことが困難となったと認める場合又は利用者が介護保険施設への入院又は入所を希望する場合には、利用者の要介護認定に係る申請について必要な支援を行い、介護保険施設への紹介その他の便宜の提供を行っていますか。</li> </ul> <p style="text-align: center;">【 いる ・ いない 】</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>※ 介護保険施設はそれぞれ医療機能等が異なることに鑑み、主治医の意見を参考にする、主治医に意見を求める等をして介護保険施設への紹介その他の便宜の提供を行っ</p> </div>	<p>平18厚労令37第30条第19号</p> <p>平 18-0331003 第 2 の 4 (1)㉔</p>

	<p>てください。</p>	
<p>2 2 介護保険施設との連携</p>	<p>・ 担当職員は、介護保険施設等から退院又は退所しようとする要支援者から依頼があった場合には、居宅における生活へ円滑に移行できるよう、あらかじめ、介護予防サービス計画の作成等の援助を行っていますか。 【 いる ・ いない 】</p> <p>※ あらかじめ、居宅での生活における介護上の留意点等の情報を介護保険施設等の従業者から聴取する等の連携を図るとともに、居宅での生活を前提としたアセスメントを行った上で介護予防サービス計画を作成する等の援助を行うことが重要です。</p>	<p>平18厚労令37第30条第20号</p> <p>平 18-0331003 第 2 の 4 (1)㉑</p>
<p>2 3 主治の医師又は歯科医師の意見等</p>	<p>① 担当職員は、利用者が介護予防訪問看護、介護予防通所リハビリテーション等の医療サービスの利用を希望している場合その他必要な場合には、利用者の同意を得て主治の医師等（主治の医師又は歯科医師）の意見を求めていますか。 【 いる ・ いない 】</p> <p>※ 介護予防訪問看護、介護予防訪問リハビリテーション、介護予防通所リハビリテーション、介護予防居宅療養管理指導及び介護予防短期入所療養介護については、主治の医師等がその必要性を認めたものに限られるものであることから、担当職員は、これらの医療サービスを介護予防サービス計画に位置付ける場合にあっては主治の医師等の指示があることを確認しなければなりません。 このため、利用者がこれらの医療サービスを希望している場合その他必要な場合には、担当職員は、あらかじめ、利用者の同意を得て主治の医師等の意見を求めなければなりません。</p>	<p>平18厚労令37第30条第21号</p> <p>平 18-0331003 第 2 の 4 (1)㉑</p>
	<p>② 前号の場合において、担当職員は、介護予防サービス計画を作成した際には、当該介護予防サービス計画を主治の医師等に交付していますか。 【 いる ・ いない 】</p> <p>※ 利用者が医療系サービスを希望している場合、その他必要な場合には、担当職員は、あらかじめ、利用者の同意を得て主治の医師等に意見を求めるとともに、主治の医師等とのより円滑な連携に資するよう、当該意見を踏まえて作成した介護予防サービス計画については、意見を求めた主治医等に交付しなければなりません。</p> <p>※ なお、交付の方法については、対面のほか、郵送やメール等によることも差し支えありません。</p> <p>※ ここで意見を求める「主治の医師等」については、要介</p>	<p>平18厚労令37第30条第21-2号</p> <p>平 18-0331003 第2の4 (1)㉑</p>

	<p>護認定の申請のために主治医意見書を記載した医師に限定されないことに留意してください。</p>	
	<p>③ 担当職員は、介護予防サービス計画に介護予防訪問看護、介護予防通所リハビリテーション等の医療サービスを位置付ける場合にあつては、主治の医師等の指示がある場合に限りこれを行うものとし、医療サービス以外の指定介護予防サービス等を位置付ける場合にあつては、主治の医師等の医学的観点からの留意事項が示されているときは、留意点を尊重してこれを行っていますか。</p> <p style="text-align: center;">【 いる ・ いない 】</p> <p>※ 訪問リハビリテーション及び通所リハビリテーションについては、医療機関からの退院患者において、退院後のリハビリテーションの早期開始を推進する観点から、入院中の医療機関の医師による意見を踏まえて、速やかに医療サービスを含む居宅サービス計画を作成することが望まれます。</p> <p>※ 医療サービス以外の指定介護予防サービス等を介護予防サービス計画に位置付ける場合にあつて、主治の医師等の医学的観点からの留意事項が示されているときは、担当職員は、その留意点を尊重して介護予防支援を行ってください。</p>	<p>平18厚労令37 第30条第22号</p> <p>平 18-0331003 第 2 の 4 (1)㉔</p>
<p>2 4 介護予防短期入所生活介護及び介護予防短期入所療養介護の介護予防サービス計画への位置付け</p>	<p>・ 担当職員は、介護予防サービス計画に介護予防短期入所生活介護又は介護予防短期入所療養介護を位置付ける場合にあつては、利用者の居宅における自立した日常生活の維持に十分に留意していますか。</p> <p>また、利用者の心身の状況等を勘案して特に必要と認められる場合を除き、介護予防短期入所生活介護及び介護予防短期入所療養介護を利用する日数が要支援認定の有効期間のおおむね半数を超えないようにしていますか。</p> <p style="text-align: center;">【 いる ・ いない 】</p> <p>※ 介護予防短期入所サービスは、利用者の自立した日常生活の維持のために利用されるものです。</p> <p>※ 要支援認定の有効期間のおおむね半数を超えないという目安については、原則として上限基準であることを踏まえ、介護予防サービス計画の作成過程における個々の利用者の心身の状況やその置かれている環境等の適切な評価に基づき、適切な介護予防サービス計画を作成する必要があります。</p>	<p>平18厚労令37 第30条第23号</p> <p>平 18-0331003 第 2 の 4 (1)㉔</p>
<p>2 5 介護予防福祉用具貸与の介護予防サ</p>	<p>・ 担当職員は、介護予防サービス計画に介護予防福祉用具貸与を位置づける場合にあつては、その利用の妥当性を検討</p>	<p>平18厚労令37 第30条第24号</p>

<p>サービス計画への反映</p>	<p>し、介護予防サービス計画に介護予防福祉用具貸与が必要な理由を記載していますか。</p> <p>また、必要に応じて随時、サービス担当者会議を開催し、その継続の必要性について専門的意見を聴取するとともに検証をした上で、継続が必要な場合にはその理由を介護予防サービス計画に記載していますか。</p> <p style="text-align: center;">【 いる ・ いない 】</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;"> <p>※ 介護予防福祉用具貸与の特性と利用者の心身の状況等と踏まえて、その必要性を十分に検討せずに選定した場合、利用者の自立支援は大きく阻害されるおそれがあることから、検討の過程を別途記録する必要があります。</p> </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;"> <p>※ 対象福祉用具（基準第 278 条第 4 号に定める対象福祉用具をいう。以下同じ。）を介護予防サービス計画に位置づける場合には、福祉用具の適時適切な利用及び利用者の安全を確保する観点から、基準第 30 条第 5 号の規定に基づき、介護予防福祉用具貸与又は介護予防特定福祉用具販売のいずれかを利用者が選択できることや、それぞれのメリット及びデメリット等、利用者の選択に資するよう、必要な情報を提供しなければなりません。なお、対象福祉用具の提案を行う際、利用者の心身の状況の確認に当たっては、利用者へのアセスメントの結果に加え、医師やリハビリテーション専門職等からの意見聴取、退院・退所前カンファレンス又はサービス担当者会議等の結果を踏まえることとし、医師の所見を取得する具体的な方法は、主治医意見書による方法のほか、医師の診断書又は医師から所見を聴取する方法が考えられます。</p> </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;"> <p>※ 介護予防福祉用具貸与については、介護予防サービス計画作成後必要に応じて随時サービス担当者会議を開催して、利用者が継続して介護予防福祉用具貸与を受ける必要性について専門的意見を聴取するとともに検証し、継続して介護予防福祉用具貸与を受ける必要がある場合には、その理由を再び介護予防サービス計画に記載しなければなりません。なお、対象福祉用具の場合については、福祉用具専門相談員によるモニタリングの結果も踏まえてください。</p> </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;"> <p>※ 担当職員は、利用者の介護予防サービス計画に指定介護予防福祉用具貸与を位置付ける場合には、使用が想定できる状態像の者であることを確認するため、調査票の写しを市町村から入手しなければなりません。</p> <p>ただし、利用者がこれらの結果を担当職員へ提示することに、あらかじめ同意していない場合については、利用者の調査票の写しを本人に情報開示させ、それを入手しなければなりません。</p> </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>※ 担当職員は、調査票の写しを指定介護予防福祉用具貸与事業者へ提示することに同意を得た上で市町村より入手</p> </div>	<p>平 18-0331003 第 2 の 4 (1)②</p> <p>「厚生労働大臣が定める基準に適合する利用者等」（平成 24 年厚生労働省告示第 94 号） 第 31 号のイ</p> <p>「指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について」（平成 18 年老計発第 0317001 号・老振発第 0317001 号・老老発第 0317001 号） 第 2 の 11 (2)①ウ</p>
-------------------	--	---

	<p>した調査票の写しについて、その内容を確認できる文書を福祉用具貸与事業所へ送付しなければなりません。</p> <p>※ 担当職員は、状態像によらない判断方法を用いる場合については、福祉用具の必要性を判断するため、主治医意見書による方法のほか、医師の診断書又は医師から所見を聴取する方法により、医師の所見及び医師の名前を介護予防サービス計画に記載しなければなりません。</p> <p>この場合において、担当職員は、指定介護予防福祉用具貸与事業者より、医師の所見及び医師の名前について確認があったときには、利用者の同意を得て、適切にその内容について情報提供しなければなりません。</p>	
<p>2.6 介護予防特定福祉用具販売の介護予防サービス計画への反映</p>	<p>・ 担当職員は、介護予防サービス計画に特定介護予防福祉用具販売を位置付ける場合にあっては、その利用の妥当性を検討し、介護予防サービス計画に特定介護予防福祉用具販売が必要な理由を記載していますか。</p> <p>【 いる ・ いない 】</p> <p>※ 介護予防特定福祉用具販売については、その特性と利用者の心身の状況等と踏まえて、その必要性を十分に検討せずに選定した場合、利用者の自立支援は大きく阻害されるおそれがあることから、検討の過程を別途記録する必要があります。</p> <p>このため、担当職員は、サービス担当者会議を開催し、介護予防サービス計画に介護予防特定福祉用具販売が必要な理由を記載しなければなりません。なお、対象福祉用具の場合については、福祉用具専門相談員によるモニタリングの結果も踏まえてください。</p> <p>※ 対象福祉用具（基準第 278 条第 4 号に定める対象福祉用具をいう。以下同じ。）を介護予防サービス計画に位置付ける場合には、福祉用具の適時適切な利用及び利用者の安全を確保する観点から、基準第 30 条第 5 号の規定に基づき、介護予防福祉用具貸与又は介護予防特定福祉用具販売のいずれかを利用者が選択できることや、それぞれのメリット及びデメリット等、利用者の選択に資するよう、必要な情報を提供しなければなりません。なお、対象福祉用具の提案を行う際、利用者の心身の状況の確認に当たっては、利用者へのアセスメントの結果に加え、医師やリハビリテーション専門職等からの意見聴取、退院・退所前カンファレンス又はサービス担当者会議等の結果を踏まえることとし、医師の所見を取得する具体的な方法は、主治医意見書による方法のほか、医師の診断書又は医師から所見を聴取する方法が考えられます。</p>	<p>平18厚労令37 第30条第25号</p> <p>平 18-0331003 第 2 の 4 (1)㉔</p>

<p>27 認定審査会意見等の介護予防サービス計画への反映</p>	<p>・ 担当職員は、利用者が提示する被保険者証に、認定審査会意見又はサービスの種類についての記載がある場合には、利用者とその趣旨を説明し、理解を得た上で、その内容に沿って介護予防サービス計画を作成していますか。</p> <p style="text-align: center;">【 いる ・ いない 】</p> <p>※ 利用者に説明する趣旨には、サービス種類については、変更の申請ができることを含めて説明してください。</p> <p>※ 指定介護予防サービス事業者は、認定審査会意見が被保険者証に記されているときは、認定審査会意見に従って、指定介護予防サービスを提供するように努める必要があります。</p>	<p>平18厚労令37第30条第26号</p> <p>平 18-0331003 第 2 の 4 (1)㉔</p>
<p>28 指定居宅介護支援事業者との連携</p>	<p>・ 担当職員は、要支援認定を受けている利用者が要介護認定を受けた場合には、指定居宅介護支援事業者と利用者に係る必要な情報を提供する等の連携を図っていますか。</p> <p style="text-align: center;">【 いる ・ いない 】</p>	<p>平18厚労令37第30条第27号</p>
<p>29 地域ケア会議への協力</p>	<p>・ 指定介護予防支援事業者は、地域ケア会議から被保険者への適切な支援を図るために必要な検討を行うとともに、支援対象被保険者が地域において自立した日常生活を営むために必要な支援体制に関する検討を行うための資料又は情報の提供、意見の開陳その他必要な協力の求めがあった場合には、これに協力するように努めていますか。</p> <p style="text-align: center;">【 いる ・ いない 】</p> <p>※ 地域包括ケアシステムの構築を推進するため、地域ケア会議が介護保険上に位置付けられ、関係者等は会議から資料又は情報の提供の求めがあった場合には、これに協力するよう努めることについて規定しているところです。地域ケア会議は、個別ケースの支援内容の検討を通じて、法の理念に基づいた高齢者の自立支援に資するケアマネジメントの支援、高齢者の実態把握や課題解決のための地域包括支援ネットワークの構築及び個別ケースの課題分析等を行うことによる地域課題の把握を行うことなどを目的としていることから、指定居宅介護支援事業者は、その趣旨・目的に鑑み、より積極的に協力することが求められます。そのため、地域ケア会議から個別のケアマネジメントの事例の提供の求めがあった場合には、これに協力するよう努めなければなりません。</p>	<p>平18厚労令37第30条第28号</p> <p>法第 115 条の 48 平 18-0331003 第 2 の 4 (1)㉔</p>
<p>30 市町村長に対する情報の提供</p>	<p>・ 市長から情報の提供を求められた場合には、その求めに応じていますか。</p> <p style="text-align: center;">【 いる ・ いない 】</p> <p>※ 指定居宅介護支援事業者である指定介護予防支援事業者は、法第 115 条の 30 の 2 第 1 項の規定により市町村長か</p>	<p>平18厚労令37第30条第29号</p> <p>法第 23 条 平 18-0331003 第 2 の 4 (1)㉔</p>

	<p>ら情報の提供を求められた場合には、市長に対し、情報提供を行うことを義務付けるものです。</p> <p>また、提供を行う情報については、以下に掲げる事項のうち、市長に求められた情報を提供するものとします。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 介護予防サービス計画の実施状況</li> <li>・ 基本チェックリスト</li> <li>・ 利用者基本情報</li> <li>・ 介護予防支援経過記録</li> <li>・ サービス担当者会議の開催等の状況</li> <li>・ 介護予防支援に係る評価</li> <li>・ その他市町村長が必要と認める事項</li> </ul>	
<p>3 1 介護予防支援の提供に当たっての留意点</p>	<p>① 単に運動機能や栄養状態、口腔機能といった特定の機能の改善だけを目指すものではなく、これらの機能の改善や環境の調整などを通じて、利用者の日常生活の自立のための取組を総合的に支援することによって生活の質の向上を目指していますか。</p> <p style="text-align: center;">【 いる ・ いない 】</p> <p>※ 担当職員は、支援を行うことによって利用者がどのような生活を営むことができるのかということを常に留意しながら、支援を行う必要があります。</p>	<p>平18厚労令37第31条第1号</p> <p>平 18-0331003 第 2 の 4 (2)①</p>
	<p>② 利用者による主体的な取組を支援し、常に利用者の生活機能の向上に対する意欲を高めるよう支援していますか。</p> <p style="text-align: center;">【 いる ・ いない 】</p> <p>※ 利用者の主体的な取組がなければ介護予防の十分な効果も期待できないおそれがあることから、担当職員は、介護予防支援の提供を通じて、利用者の意欲が高まるようコミュニケーションの取り方をはじめ、様々な工夫をして、適切な働きかけを行う必要があります。</p>	<p>平18厚労令37第31条第2号</p> <p>平 18-0331003 第 2 の 4 (2)②</p>
	<p>③ 具体的な日常生活における行為について、利用者の状態の特性を踏まえた目標を、期間を定めて設定し、利用者、サービス提供者等とともに目標を共有していますか。</p> <p style="text-align: center;">【 いる ・ いない 】</p> <p>※ 利用者が介護予防に意欲を持って主体的に取り組んだり、支援を受けることによってどのような生活を営めるようになるのかを理解することが重要です。</p> <p>※ 介護予防サービス事業者等が設定された目標を共有することにより、その目標を達成するために適切な支援を行うことが重要です。</p> <p>※ 利用者が主体的に目標の達成に取り組めるよう、利用者と一緒に目標を設定することが重要です。</p>	<p>平18厚労令37第31条第3号</p> <p>平 18-0331003 第 2 の 4 (2)③</p>

	<p>④ 利用者の自立を最大限に引き出す支援を行うことを基本とし、利用者のできる行為は可能な限り本人が行うよう配慮していますか。</p> <p style="text-align: center;">【 いる ・ いない 】</p> <p>※ 介護予防の取組が利用者のできる行為を増やし、自立した生活を実現することを目指すものであることから、利用者のできる能力を阻害するようなサービスを提供しないよう配慮してください。</p>	<p>平18厚労令37第31条第4号</p> <p>平 18-0331003 第 2 の 4 (2)④</p>
	<p>⑤ サービス担当者会議等を通じて、多くの種類の専門職の連携により、地域における様々な予防給付の対象となるサービス以外の保健医療サービス又は福祉サービス、地域の住民による自発的な活動によるサービス等の利用も含めて、介護予防に資する取組を積極的に活用していますか。</p> <p style="text-align: center;">【 いる ・ いない 】</p> <p>※ 介護予防においては利用者の生きがいや自己実現のための取組も含めて利用者の生活全般を総合的に支援することが必要です。</p> <p>※ 介護予防支援の提供に当たっては、介護予防サービスのみで利用者を支援するのではなく、利用者自身の取組や多様な主体によるサービスが連携して提供されるよう、サービス担当者会議等の機会を通じて配慮してください。</p>	<p>平18厚労令37第31条第5号</p> <p>平 18-0331003 第 2 の 4 (2)⑤</p>
	<p>⑥ 地域支援事業及び介護給付と連続性及び一貫性を持った支援を行うよう配慮していますか。</p> <p style="text-align: center;">【 いる ・ いない 】</p> <p>※ 要支援者の心身の状態が改善したり、悪化することにより、地域支援事業における二次予防事業の対象者となったり、要介護者と認定されることがあります。</p> <p>また、二次予防事業の対象者の心身の状態が悪化したり、要介護者の心身の状態が改善することにより要支援者と認定されることもあります。</p> <p>このような場合に、地域包括支援センター及び居宅介護支援事業者と連携を図ってください。</p>	<p>平18厚労令37第31条第6号</p> <p>平 18-0331003 第 2 の 4 (2)⑥</p>
	<p>⑦ 介護予防サービス計画の策定に当たっては、利用者の個別性を重視した効果的なものとしていますか。</p> <p style="text-align: center;">【 いる ・ いない 】</p> <p>※ 利用者が要支援に至る過程やその状態は様々であり、また、利用者の意欲や生活の状況等によって、取組の方法についても様々であることから、一人ひとりの利用者に応じて、効果的なサービスが提供されるよう支援してください。</p>	<p>平18厚労令37第31条第7号</p> <p>平 18-0331003 第 2 の 4 (2)⑦</p>

	<p>⑧ 機能の改善の後についてもその状態の維持への支援に努めていますか。</p> <p style="text-align: center;">【 いる ・ いない 】</p> <p>※ 介護予防支援の提供を通じて利用者の機能が改善した場合には、その機能が維持できるように、利用者自らが継続的に意欲を持って取り組めるよう支援してください。</p>	<p>平18厚労令37 第31条第8号</p> <p>平 18-0331003 第 2 の 4 (2)⑧</p>
--	--	--

第5 変更の届出等		
1 変更の届出等	<p>① 次の事項に変更があったときは、10日以内に北本市長に届け出ていますか。</p> <p style="text-align: center;">【 いる ・ いない 】</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>ア 事業所の名称及び所在地</p> <p>イ 申請者の名称及び主たる事務所の所在地並びにその代表者の氏名、生年月日、住所及び職名</p> <p>ウ 申請者の定款、寄付行為等及びその登記事項証明書又は条例等（指定介護予防支援事業に関するものに限る。）</p> <p>エ 事業所の平面図</p> <p>オ 管理者の氏名、生年月日、住所及び経歴</p> <p>カ 運営規程</p> <p>キ 介護予防サービス計画費の請求に関する事項</p> <p>ク 役員の氏名、生年月日及び住所</p> <p>ケ 介護支援専門員の氏名及び登録番号</p> </div>	<p>法 第115条の25第1項 施行規則 第140条の37第1項 第140条の37第2項 2条第2項</p>
	<p>② 休止した事業を再開したときは、10日以内に、再開した年月日を北本市長に届け出ていますか。</p> <p style="text-align: center;">【 いる ・ いない 】</p>	<p>法 第115条の25第1項 施行規則 第140条の37第3項</p>
	<p>③ 事業を廃止又は休止しようとするときは、次の事項を、廃止又は休止の日の1月前までに、北本市長に届け出ていますか。</p> <p>ア 廃止又は休止しようとする年月日</p> <p>イ 廃止又は休止しようとする理由</p> <p>ウ 現にサービスを受けている者に対する措置</p> <p>エ 休止の場合は、予定期間</p> <p style="text-align: center;">【 いる ・ いない 】</p>	<p>法 第115条の25第2項 施行規則 第140条の37第4項</p>

第6 介護給付費の算定及び取扱い		
1 基本的事項	<p>① 費用の額は、平成27年厚生労働省告示第93号の「厚生労働大臣が定める1単位の単価」に、それぞれの所定単位数を乗じて算定されていますか。</p> <p style="text-align: center;">【 いる ・ いない 】</p>	<p>平18厚告129第2号</p> <p>平27厚労告93</p>
	<p>② ①により費用の額を算定した場合において、その額に1円未満の端数があるときは、その端数金額は切り捨てて計算していますか。</p> <p style="text-align: center;">【 いる ・ いない 】</p>	<p>平18厚告129第3号</p>
	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 5px;"> <p>※ 月の途中で、利用者が死亡し、又は施設に入所した場合には、死亡、入所等の時点で介護予防支援を行っており、かつ、給付管理票を市町村（審査支払いを国保連合会に委託している場合は、国保連合会）に届け出ている事業者が、介護予防支援費を算定します。</p> </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 5px;"> <p>※ 月の途中で、事業者の変更がある場合には、利用者に対して月末時点で介護予防支援を行い給付管理票を国保連合会に提出する事業者について介護予防支援費を算定する趣旨であるため、変更後の事業者についてのみ介護予防支援費を算定します。（ただし、月の途中で他の市町村に転出する場合を除く。）</p> </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>※ サービス利用票の作成が行われなかった月及びサービス利用票を作成した月においても利用実績のない月については、給付管理票を作成できないため、介護予防支援費は請求できません。</p> </div>	
2 サービス種類相互間の算定関係について	<p>・ 利用者が月を通じて介護予防特定施設入居者生活介護又は介護予防小規模多機能型居宅介護（短期利用介護予防居宅介護費を算定する場合を除く。）若しくは介護予防認知症対応型共同生活介護（介護予防短期利用認知症対応型共同生活介護費を算定する場合を除く。）を受けている場合は、当該月については、介護予防支援費を算定していませんか。</p> <p style="text-align: center;">【 いる ・ いない 】</p>	<p>平18厚告129別表イ-注8</p>
3 介護予防支援費	<p>・ 利用者に対して介護予防支援を行い、かつ、月の末日において市町村又は国民健康保険団体連合会に対し、給付管理票を提出している介護予防支援事業者について、次の(1)から(2)の各区分に応じ、それぞれ所定単位数を算定していますか。</p> <p style="text-align: center;">【 いる ・ いない 】</p> <p>(1)地域包括支援センターが行う場合 介護予防支援費（Ⅰ） 442単位</p> <p>(2) 指定居宅介護支援事業所が行う場合 介護予防支援費（Ⅱ） 472単位</p>	<p>法第58条第2項</p> <p>平18厚告129別表イ</p>

<p>4 高齢者虐待防止措置未実施減算措置未実施減算</p>	<p>・ 別に厚生労働大臣が定める基準を満たさない場合は、高齢者虐待防止措置未実施減算として、所定単位数の100分の1に相当する単位数を所定単位数から減算していますか。 【 いる ・ いない 】</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p>※ 別に厚生労働大臣が定める基準 基準第26条の2（虐待の防止）に規定する基準に適合していること。（自主点検表第3の26①）</p> </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p>※ 事業所において高齢者虐待が発生した場合ではなく、介護予防支援基準第26条の2に規定する措置を講じていない場合に、利用者全員について所定単位数から減算してください。 具体的には、高齢者虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催していない、高齢者虐待防止のための指針を整備していない、高齢者虐待防止のための年1回以上の研修を実施していない又は高齢者虐待防止措置を適正に実施するための担当者を置いていない事実が生じた場合、速やかに改善計画を都道府県知事に提出した後、事実が生じた月から3月後に改善計画に基づく改善状況を都道府県知事に報告することとし、事実が生じた月の翌月から改善が認められた月までの間について、利用者全員について所定単位数から減算してください。</p> </div>	<p>平18厚告129別表イ一注3 平18-0317001第2の11(1)</p>
<p>5 業務継続計画未策定減算</p>	<p>・ 別に厚生労働大臣が定める基準を満たさない場合は、業務継続計画未策定減算として、所定単位数の100分の1に相当する単位数を所定単位数から減算していますか。 【 いる ・ いない 】 *令和7年3月31日までの間は適用なし（経過措置）</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p>※ 別に厚生労働大臣が定める基準 基準第18条の2第1項（業務継続計画の策定等）に規定する基準に適合していること。（自主点検表第3の15①）</p> </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p>※ 基準第18条の2第1項に規定する基準を満たさない事実が生じた場合に、その翌月（基準を満たさない事実が生じた日が月の初日である場合は当該月）から基準に満たない状況が解消されるに至った月まで、当該事業所の利用者全員について、所定単位数から減算してください。</p> </div>	<p>平18厚告129別表イ一注4 平18-0317001第2の11(2)</p>
<p>6 特別地域介護予防支援加算</p>	<p>・ 別に厚生労働大臣が定める地域に所在し、電子情報処理組織を使用する方法により、市長に対し、老健局長が定める様式による届出を行った指定介護予防支援事業所（基準第3条第1項に規定する指定介護予防支援事業所をいう。以下同じ。）の介護支援専門員が指定介護予防支援を行った場合は、特別地域介護予防支援加算として、所定単位数の100分の</p>	<p>平18厚告129別表イ一注5</p>

	<p>15に相当する単位数を所定単位数に加算していますか。 【 いる ・ いない 】</p> <p>*介護予防支援費Ⅱを算定する場合に限る。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>※ 別に厚生労働大臣が定める地域</p> <p>一 離島振興法（昭和二十八年法律第七十二号）第二条第一項の規定により指定された離島振興対策実施地域</p> <p>二 奄美群島振興開発特別措置法（昭和二十九年法律第百八十九号）第一条に規定する奄美群島</p> <p>三 山村振興法（昭和四十年法律第六十四号）第七条第一項の規定により指定された振興山村</p> <p>四 小笠原諸島振興開発特別措置法（昭和四十四年法律第七十九号）第四条第一項に規定する小笠原諸島</p> <p>五 沖縄振興特別措置法（平成十四年法律第十四号）第三条第三号に規定する離島</p> <p>六 豪雪地帯対策特別措置法（昭和三十七年法律第七十三号）第二条第一項の規定により指定された豪雪地帯及び同条第二項の規定により指定された特別豪雪地帯、辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律（昭和三十七年法律第八十八号）第二条第一項に規定する辺地、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和三年法律第十九号）第二条第二項の規定により公示された過疎地域その他の地域のうち、人口密度が希薄であること、交通が不便であること等の理由により、介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第四十一条第一項に規定する指定居宅サービス及び同法第四十二条第一項第二号に規定する基準該当居宅サービス並びに同法第四十六条第一項に規定する指定居宅介護支援及び同法第四十七条第一項第一号に規定する基準該当居宅介護支援並びに同法第五十三条第一項に規定する指定介護予防サービス及び同法第五十四条第一項第二号に規定する基準該当介護予防サービスの確保が著しく困難であると認められる地域であって、厚生労働大臣が別に定めるもの</p> </div>	
<p>7 中山間地域等における小規模事業所加算</p>	<p>・ 別に厚生労働大臣が定める地域に所在し、かつ別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合するものとして、電子情報処理組織を使用する方法により、市町村長に対し、老健局長が定める様式による届出を行った指定介護予防支援事業所の介護支援専門員が指定介護予防支援を行った場合は、所定単位数の100分の10に相当する単位数を所定単位数に加算していますか。 【 いる ・ いない 】</p> <p>*介護予防支援費Ⅱを算定する場合に限る。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>※ 別に厚生労働大臣が定める地域</p> <p>イ 豪雪地帯対策特別措置法（昭和三十七年法律第七十三号）第二条第一項の規定により指定された豪雪地帯及び同条第二項の規定により指定された特別豪雪地帯</p> </div>	<p>平 18 厚告 129 別表イ一注 6</p> <p>平 18-0317001 第 2 の 11(3)</p>

	<p>ロ 辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律（昭和三十七年法律第八十八号）第二条第一項に規定する辺地</p> <p>ハ 半島振興法（昭和六十年法律第六十三号）第二条第一項の規定により指定された半島振興対策実施地域</p> <p>ニ 特定農山村地域における農林業等の活性化のための基盤整備の促進に関する法律（平成五年法律第七十二号）第二条第一項に規定する特定農山村地域</p> <p>ホ 過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和三年法律第十九号）第二条第二項の規定により公示された過疎地域</p> <p>※ 別に厚生労働大臣が定める施設基準 一月当たり実利用者数が二十人以下の指定介護予防支援事業所であること。</p> <p>※ 実利用者数とは前年度（3月を除く。）の1月当たりの平均実利用者数をいうものとし、前年度の実績が6月に満たない事業所（新たに事業を開始し、又は再開した事業所を含む。）については、直近の3月における1月当たりの平均実利用者数を用いるものとします。したがって、新たに事業を開始し、又は再開した事業者については、4月目以降届出が可能となります。平均実利用者数については、毎月ごとに記録するものとし、所定の人数を上回った場合については、直ちに第1の5の届出を提出しなければなりません。</p>	
<p>8 中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算</p>	<p>・ 指定介護予防支援事業所の介護支援専門員が、別に厚生労働大臣が定める地域に居住している利用者に対し、通常の事業の実施地域（基準第17条第5号に規定する通常の事業の実施地域をいう。）を越えて、指定介護予防支援を行った場合は、所定単位数の100分の5に相当する単位数を所定単位数に加算していますか。</p> <p style="text-align: center;">【 いる ・ いない 】</p> <p>*介護予防支援費Ⅱを算定する場合に限る。</p> <p>※ 別に厚生労働大臣が定める地域</p> <p>イ 離島振興法（昭和三十八年法律第七十二号）第二条第一項の規定により指定された離島振興対策実施地域</p> <p>ロ 奄美群島振興開発特別措置法（昭和三十九年法律第百八十九号）第一条に規定する奄美群島</p> <p>ハ 豪雪地帯対策特別措置法（昭和三十七年法律第七十三号）第二条第一項に規定する豪雪地帯及び同条第二項の規定により指定された特別豪雪地帯</p> <p>ニ 辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律（昭和三十七年法律第八十八号）第二条第一項に規定する辺地</p> <p>ホ 山村振興法（昭和四十年法律第六十四号）第七条第一項の規定により指定された振興山村</p>	<p>平 18 厚告 129 別表イ一注 7</p>

	<p>へ 小笠原諸島振興開発特別措置法（昭和四十四年法律第七十九号）第四条第一項に規定する小笠原諸島          ト 半島振興法（昭和六十年法律第六十三号）第二条第一項の規定により指定された半島振興対策実施地域          チ 特定農山村地域における農林業等の活性化のための基盤整備の促進に関する法律（平成五年法律第七十二号）第二条第一項に規定する特定農山村地域          リ 過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和三年法律第十九号）第二条第二項の規定により公示された過疎地域          ヌ 沖縄振興特別措置法（平成十四年法律第十四号）第三条第三号に規定する離島</p>	
<p>9 初回加算</p>	<p>・ 新規に介護予防サービス計画を作成する利用者に対して、指定介護予防支援を行った場合には、1月につき300単位を算定していますか。          【 いる ・ いない 】</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px 0;"> <p>※ 「新規」の考え方について              契約の有無に関わらず、当該利用者について、過去2月以上、当該介護予防支援事業所において、介護予防支援を提供しておらず、介護予防支援費が算定されない場合に、当該利用者に対して介護予防サービス計画を作成した場合を指す。</p> </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px 0;"> <p>※ 要支援者又はチェックリスト該当者に対して介護予防ケアプランを作成することは、要支援者に対して介護予防サービス計画を作成することと同等であることから、初回加算を算定できるのは、留意事項通知に示す、新規で介護予防サービス計画を作成する場合である。              ※ 具体的には、過去2月以上地域包括支援センターにおいて、介護予防ケアマネジメントを提供しておらず、介護予防ケアマネジメントが算定されていない場合に、当該利用者に対して介護予防サービス計画を作成した場合には算定が可能です。</p> </div>	<p>平 18 厚告 129 別表ロ          平 18-0317001 第 2 の 11(4)          27.4. 1 事務連絡 介護保険最新情報 vol. 454 「平成 27 年度介護報酬改定に関する Q&amp;A（平成 27 年 4 月 1 日）」の送付について問 189</p>
<p>10 委託連携加算</p>	<p>・ 利用者に提供する指定介護予防支援を指定居宅介護支援事業所に委託する際、当該利用者に係る必要な情報を当該指定居宅介護支援事業所に提供し、当該指定居宅介護支援事業所における介護予防サービス計画の作成等に協力した場合に、300単位を算定していますか。          【 いる ・ いない 】          ※地域包括支援センターの設置者である指定介護予防支援事業者に限る。</p>	<p>平 18 厚告 129 別表ハ          平 18-0317001 第 2 の 11(5)</p>

第7 その他

<p>1 法令遵守等の業務管理体制の整備</p>	<p>① 業務管理体制を適切に整備し、関係行政機関に届け出ていますか。</p> <p>届出年月日 [ 年 月 日 ]</p> <p>法令遵守責任者 [職名 ]</p> <p>[氏名 ]</p> <p style="text-align: center;">【 いる ・ いない 】</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>※ 事業者が整備等する業務管理体制の内容</p> <p>◎事業所の数が20未満</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 整備届出事項：法令遵守責任者</li> <li>・ 届出書の記載すべき事項：名称又は氏名、主たる事務所の所在地、代表者氏名等、法令遵守責任者氏名等</li> </ul> <p>◎事業所の数が20以上100未満</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 整備届出事項：法令遵守責任者、法令遵守規程</li> <li>・ 届出書の記載すべき事項：名称又は氏名、主たる事務所の所在地、代表者氏名等、法令遵守責任者氏名等、法令遵守規程の概要</li> </ul> <p>◎事業所の数が100以上</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 整備届出事項：法令遵守責任者、法令遵守規程、業務執行監査の定期的実施</li> <li>・ 届出書の記載すべき事項：名称又は氏名、主たる事務所の所在地、代表者氏名等、法令遵守責任者氏名等、法令遵守規程の概要、業務執行監査の方法の概要</li> </ul> </div> <p>② 業務管理体制（法令等遵守）についての考え（方針）を定め、職員に周知していますか。</p> <p style="text-align: center;">【 いる ・ いない 】</p> <p>③ 業務管理体制（法令等遵守）について、具体的な取組を行っていますか。</p> <p style="text-align: center;">【 いる ・ いない 】</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>※ 行っている具体的な取組（例）のアからカを○で囲むとともに、カについては、その内容を御記入ください。</p> <p>ア 介護報酬の請求等のチェックを実施</p> <p>イ 法令違反行為の疑いのある内部通報、事故があった場合、速やかに調査を行い、必要な措置を取っている</p> <p>ウ 利用者からの相談・苦情等に法令等違反行為に関する情報が含まれているものについて、内容を調査し、関係する部門と情報共有を図っている</p> <p>エ 業務管理体制（法令等遵守）についての研修を実施して</p> </div>	<p>法第115条の32 第1項、2項</p> <p>施行規則 第140条の39</p>
--------------------------	---	--

	いる オ 法令遵守規程を整備している カ その他 ( )
	④ 業務管理体制（法令等遵守）の取組について、評価・改善活動を行っていますか。 【 いる ・ いない 】
	⑤ ①で届出を行った事項に変更があったときは、遅滞なく届け出ていますか。 【 いる ・ いない 】